女川町 障害者計画(第5次) 障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)

平成 30 年3月

女 川 町

はじめに

東日本大震災から7年が経過し、平成30年度は「女川町復興計画」の計画期間における本格復興期の最終年度となります。宅地・災害公営住宅の供給は大きく前進し、造成を終えた高台団地では、日々目覚ましく住宅建設が進んでいます。

平成 30 年春には、すべての災害公営住宅が完成し、今後 は永続的なまちづくりに向け、地域コミュニティづくりを進 めてまいります。



これから本町で一人ひとりの町民が、ますます明るく元気 に暮らせる地域となるためには、地域の様々な社会資源を有効に活かしながら、町民全員が参加する、女川型地域包括ケアシステムが必要とされるところです。

今回策定したのは、「高齢者分野」「障害者分野」「健康増進分野」の計画であり、 このうち本計画は障害者分野の計画です。本計画は、「障害のある人もない人も、町 民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を基本理念とし、 いきいきとした生活のための支援、住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実、安 全・安心で快適なまちづくりの推進、障害福祉サービスの体制充実をめざし、前計 画を引き継ぎながら施策を推進してまいります。

本計画では、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、新たに「障害児福祉計画」が追加されており、本町でも、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図ります。また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、より一層、町民一人ひとりが障害への理解を進めることができるための施策を推進します。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケート等で貴重な御意見、御提言をいただきました町民の皆様、熱心な御審議をいただきました女川町老人等保健福祉計画推進委員会の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

女川町長 須田善明

目 次

第1	部 計画の概要	1
第1	章 計画の背景と趣旨	3
1	計画の背景	3
2	計画の目的	
3	計画の位置づけと構成	6
4	計画の期間	7
5	策定体制	8
6	法令・制度改正の動き	9
第2	章 女川町の障害のある人を取り巻く現状と課題	12
1	人口•世帯	12
2	障害のある人の現状	13
3	障害福祉サービスの利用状況	17
4	アンケートの結果	21
5	自立支援協議会からの意見	33
6	前期計画期間での女川町の動向・取組み	35
7	計画策定に当たっての課題	37
第3	章 計画の考え方	39
1	基本理念	39
2	まちのすがた	
3	基本目標	42
4	重点施策	43
5	計画の体系	46
第2	部 障害者施策の展開	47
第1	章 いきいきとした生活のための支援	49
1	教育の充実	49
2	雇用・就労の促進	
3	生活支援サービスの提供	50
4	スポーツや芸術文化活動等の展開	52

第2章 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実	53
 ケアマネジメント・相談支援体制の充実	54 55 56
第3章 安心・安全で快適なまちづくりの推進	58
1 支え合い助け合う社会の実現	59
第4章 障害福祉サービスの体制充実	61
 障害福祉サービスの充実	61 62
第3部 障害福祉計画 (第5期)•障害児福祉計画 (第1期))65
第1章 基本的考え方と成果目標	67
1 考え方、視点	
第2章 障害福祉計画(第5期)	72
1 障害福祉サービスの全体像	76
第3章 障害児福祉計画(第1期)	85
1 障害児通所支援等の内容2 見込量と確保策3 見込み量確保のための方策	86
O 元处⊄里唯体♥ノ/С७/У/ЛЖ	00

第4	部	推進体制	89
第1	章	老人等保健福祉計画推進委員会での評価・点検	91
第2	章	広域的な推進体制の構築	92
1	圏は	或の設定と事業の推進	92
2	石智	巻市女川町自立支援協議会の体制充実	92
資料	編.		93
1	検討	寸体制	95
2	検討	过経緯	96
3	障害	害者計画・障害福祉計画策定のための調査の概要	.97
4	用記	语集	.99

第1部 計画の概要

第1章 計画の背景と趣旨

1 計画の背景

(1)「女川町復興計画」の策定

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波で多くの町民が被災し、町中心部も甚大な被害を受けました。町では平成23年9月に「女川町復興計画(平成23年度)」を策定し、復旧や復興に向けた取組みを展開しています。

復興計画の中では、保健福祉の視点から復興のまちづくりを進めるに当たり、次のような基本理念、基本目標、復興方針を踏まえて、施策を進めています。

図表1-1-1 女川町復興計画の概要

【基本理念】

町民の皆さんのいのちを守る「減災」という考え方を 基本として、豊かな港町女川の再生をめざします。

【基本目標】

とりもどそう 笑顔あふれる女川町

【復興方針】

- 1 安心・安全な港町づくり《防災》
- 2 港町産業の再生と発展《産業》
- 3 住みよい港町づくり《住環境》
- 4 心身ともに健康なまちづくり《保健・医療・福祉》
- 5 心豊かな人づくり《人材育成》

【復興方針4の主要施策】

- (1)避難所、応急仮設住宅での健康被害の予防 (2)心のケアの実施
- (3)保健・医療・福祉の連携による保健サービスの提供
- (4)地域に根差した包括的な医療サービスの提供
- (5)生活環境に応じた町民の自立した生活の支援
- (6)地域医療・保健・福祉施設の整備と安全性の強化

障害者福祉関連の計画としては、「女川町復興計画」のもと、東日本大震災の影響も含め町の障害のある人を取り巻く環境を踏まえて、平成27年3月に「女川町障害者計画(第4次)・女川町障害福祉計画(第4期)」を策定しました。

(2)復興のまちづくりの進捗状況

① 女川駅前にぎわい拠点の整備

平成27年3月に女川駅、女川温泉ゆぽっぽ、フューチャーセンターCamass(カマス)が開業し、6月には水産業体験館「あがいんステーション」が完成しました。また、12月には、150人収容のホールや音楽スタジオなどを備える「女川町まちなか交流館」と、

小売店や飲食店、工房などが並ぶテナント型商業施設「シーパルピア女川」が開業しました。

そして、平成28年12月には、駅から海に向かうレンガみち沿いに、水産物を中心と した物販飲食施設「シーパルピア女川 ハマテラス」が完成しました。





②女川町役場庁舎等の整備

本町の役場庁舎を含めた複合施設の整備が平成29年3月から開始されています。具体的には、震災の津波等被害を受けた役場庁舎、生涯教育センター、保健センター及び子育て支援センターを安全な高台へ移転・集約した施設であり、女川駅の南側に平成30年9月末に整備される予定です。

また、「女川町役場等整備基本計画(平成26年12月)」では、その周辺に新しい小・中学校も整備されることとなっており、現在の地域医療センターも含めて、町の中心部に公共施設等が集約配置される予定となっています。



図表1-1-2 女川町役場庁舎等の外観イメージ(敷地北東側から)

出典:女川町庁舎等整備事業の概要(平成29年4月)/女川町ホームページから

③ 住宅及び住宅地の供給状況

住まいの復興工程表の公表戸数ベースによると、平成29年度末には自立再建(引渡し時点)、災害公営(入居時点)の供給状況は全体で96.5%となっています。平成30年度末にはすべて供給される予定となっています。

図表1-1-3 住宅及び住宅地の供給状況 (住まいの復興工程表の公表戸数ベース)

		平成27	年度末	平成28	年度末	平成29年度末 平成30年			年度末
		戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自立	中心部	131	54.8	201	84.1	226	94.6	239	100.0
再建	離半島部	52	45.6	104	91.2	114	100.0	114	100.0
災害	中心部	212	28.3	404	54.0	719	96.1	748	100.0
公営	離半島部	57	51.4	80	72.1	111	100.0	111	100.0
全体		452	37.3	789	65.1	1,170	96.5	1,212	100.0

資料:復興進捗状況会議より(平成30年1月末現在)

2 計画の目的

本計画は、「女川町復興計画」の基本理念「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」に基づき、「心身ともに健康なまちづくり」に向けた計画の一つであり、平成27年3月に策定した「女川町障害者計画(第4次)・女川町障害福祉計画(第4期)」を踏まえて、平成30年度から平成32年度にわたる本町の障害のある人と障害のある児童の施策の考え方と目標を具体化した計画です。

なお、本計画で対象とする障害のある人は、障害者手帳所持者に限らず、難病のある 人や高次脳機能障害、発達障害などの障害のある人を含みます。

3 計画の位置づけと構成

本計画は、平成23年9月に策定された「女川町復興計画」(平成23年度~平成30年度)の基本理念「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」に基づき、「心身ともに健康なまちづくり」に向けた計画の一つとして位置づけられる計画です。また、本町の他の福祉関連計画と整合性を持つ計画であり、その他の都市基盤・産業分野の計画や文化・教育分野の計画とも連携した計画です。さらに、国や宮城県の関連する計画とも整合性を持つ計画です。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

宮城県の計画 ○宮城県地域福祉支援計画 〇みやぎ高齢者元気プラン 第5次女川町長期発展計画 〇みやぎ障害者プラン ○宮城県障害福祉計画 H31-H40 ○みやぎ子ども・子育て幸福計画 ○宮城県 21 健康プラン ○宮城県地域医療計画 ○宮城県教育振興基本計画 等 女川町福祉関連計画 女川町復興計画 H23-H30 <福祉の理念・目標・共有すべきまちの姿> 町民の皆さんのいのちを守る「減 ◆女川町が目指す福祉のまちづくり 基本 災」という考え方を基本として、豊か ◆女川町が考える地域包括ケアシステム 理念 な港町女川の再生をめざします。 ◆人口の動向 基本 とりもどそう 笑顔あふれる女川町 女川 方針 (子ども・子育て支援事業計画: 女川町子ども・子育て支援計画 次世代育成支援行動計画、 安心・安全な港町づくり 卯 卯 Ш 《防災》 町 町 障障 町障害者計画 介護保険事業計画 港町産業の再生と発展 地 高齢者福祉計画 害福祉計画 《産業》 域福 復興 住みよい港町づくり 《住環境》 方針 祉 心身ともに健康なまちづくり (第5次) (第5期)・ 《保健·医療·福祉》 計 (第1期 母子保健計画] (第8次) 心豊かな人づくり 画 《人材育成》 (第1 (第1次) 汐 B H30-H32 H30-H32 A: H25-H34 H27-H31 女川町の計画 H27-H31 B:H30-H35 ◎復興まちづくりデザイン会議 C:H27-H31 ◎地域公共交通会議 <復興期のコミュニティづくりの計画> 等 ◆新しいコミュニティづくりの計画 ◆コミュニティづくり拠点の計画

図表1-1-4 計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。各福祉関連計画のスケジュールは図表のとおりです。

21 年度 22 年度 23 年度 24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 年度 32 年度 33 年度 女川町の動き等 ★女川町庁舎等整備 ★居住地整備·住宅供給完了 ★女川駅開業 ★東日本大震災 女川町復興計画 第5次女川町長期発展 復興計画 H23~30 年度 第5次女川町長期発展計画 計画 H31~40 年度 【地域福祉分野】 地域福祉計画 地域福祉計画 地域福祉計画(第1次) H27~31 年度 (社会福祉法) (社会福祉法) (生活困窮者自立支援法) (第2次) 【高齢者分野】 高齢者福祉計画 高齢者福祉計画 高齢者福祉計画 高齢者福止計画(第8次) 高齢者福祉計画(第5次) (第6次) (第7次) H30~32 年度 介護保険事業計画 (介護保険法) (医療介護総合確保推進法) 介護保険事業計画 介護保険事業計画 介護探険事業計画(第7期) 介護保険事業計画(第4期) (第5期) (第6期) H30~32 年度 障害者計画 障害者計画 障害者計画(第5次) 障害者計画 隨害者計画(第2次) (障害者基本法) (第3次) (第4次) H30~32 年度 障害福祉計画 (障害者総合支援法) 障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画(第5期) 障害福祉計画(第2期) (第3期) (第4期) H30~32 年度 一 障害児福祉計画 (児童福祉法) 障害児福祉計画(第1期) 告定 H30~32 年度 【健康分野】 健康増進計画 健康増進計画(第1期) 健康增進計画(第2次) H25~34 年度 (健康増進法) データヘルス計画 データヘルス計画(第2期) データヘルス計画 策定 H30~35 年度 (筆1期) 特定健診等実施計画 (高齢者医療確保法) 特定健診等実施計画(第3期) 特定健診等実施計画(第1期) 特定健診等実施計画(第2期) 食育推進計画 食育推進計画 食育推進計画 食育推進計画(第2次) H27~31 年度 (食育基本法) (第3次) 【子ども・子育て分野】 次世代育成支援于動 子ども・子育て支援 子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援法、母子保健法、 次世代育成支援対策推進法) 次世代育成支援行動計画 後期計画 子ども・子育て支援計画(第1次) H27~31 年度 計画 前期間 計画(第2次)

図表1-1-5 計画の期間

5 策定体制

(1) 老人等保健福祉計画推進委員会

学識経験者や各種団体、事業者、町民代表から構成された「女川町老人等保健福祉計画推進委員会」において検討しました。

(2) 障害のある人に向けたアンケートの実施

障害のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、防災・防犯への意向を探り、地域で安心して自立した生活を続けるための施策を検討することを目的とし、「女川町障害者計画・障害福祉計画策定のための調査」を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

図表1-1-6「女川町障害者計画・障害福祉計画策定のための調査」調査概要

到本弘布	障害者手帳所持者 全数 387人(人数は平成29年6月末)					
	①身体障害者手帳交付者 310 人					
調査対象	②療育手帳交付者 42 人					
	③精神障害者保健福祉手帳交付者 35 人					
調査方法	郵送配布一郵送回収(督促礼状1回送付)					
調査時期	平成 29 年 7 月 24 日~8 月 10 日					
有効回収数	全体: 260(67.2%)					
(有効回収率)	①:216(69.7%)、②:25(59.5%)、③:19(54.3%)					
調査項目	基本属性、住まい、日常生活、障害福祉サービス、外出、就労、地域生活、					
<u> </u>	防災・防犯、権利擁護、医療、ノーマライゼーション、施策					

(3) 自立支援協議会からの意見聴取

石巻市女川町自立支援協議会から現況・課題、計画に必要なこと等に関して意見をいただきました。

(4) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、平成30年1月23日から2月6日までパブリックコメントを募集しました。

6 法令・制度改正の動き

障害保健福祉施策における法令・制度改正の動きは以下のとおりです。

(1) 障害者差別解消法の制定

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日に施行されました。この法律は、障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。主に定められていることは以下のとおりです。

- 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を 禁止すること
- 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定すること
- 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること

(2) 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日(一部・平成30年4月)に施行されました。改正では、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況に鑑み、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じています。

(3) 成年後見制度利用促進法の制定

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月に成立し、平成28年5月13日に施行されました。この法律は、認知症、知的障害・精神障害のある人が成年後見制度を十分に利用していないことから、制度の利用を促進することを目的としています。国は制度利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進委員会を設置し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。市町村は、国の計画を踏まえた計画の策定、利用促進に関する審議会などの設置が努力義務となっています。

(4)発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、平成28年8月1日に施行されました。発達障害者支援法の施行から10年が経過し、発達障害のある人に対する支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われています。主に定められていることは、以下のとおりです。

- ・教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない い支援を行うこと
- 教育現場において、個別支援計画・指導計画の作成を推進すること
- ・国および都道府県は、就労の定着の支援に努めること
- 家族その他の関係者に対し、情報提供や家族が互いに支え合うための活動の支援に 努めること

(5) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が、平成28年5月に成立し、平成30年4月1日から施行されました。改正では、障害のある人が自身の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢で障害のある人の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

今回の改正では、障害のある人の望む地域生活の支援として、自立生活援助の創設、 就労定着支援の創設、高齢で障害のある人が介護保険サービスを円滑に利用できる仕組 みづくりが求められています。また、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 として、障害児福祉計画を策定し、障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築 を図ることや、医療的ケアを要する障害のある児童が適切な支援を受けられるよう、自 治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることが求められています。

(6)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部での検討

厚生労働省は、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があることから、平成28年7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置しました。

そして、平成28年10月から「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を開催し、平成29年9月に最終とりまとめを公表しました。最終とりまとめでは、包括的な支援体制の構築である以下の3点について具体的な例が示されており、市町村が責任を持って包括的な支援体制を整備し

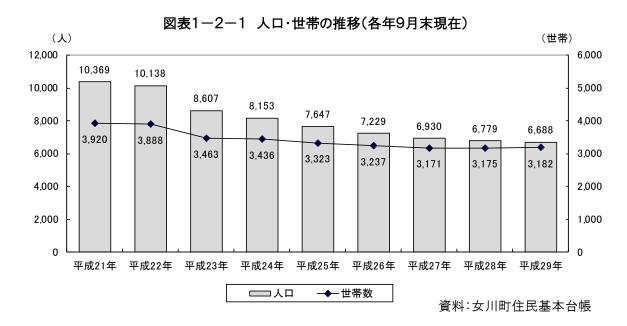
ていく必要があるとされています。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- •「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- ・市町村における包括的な相談支援体制

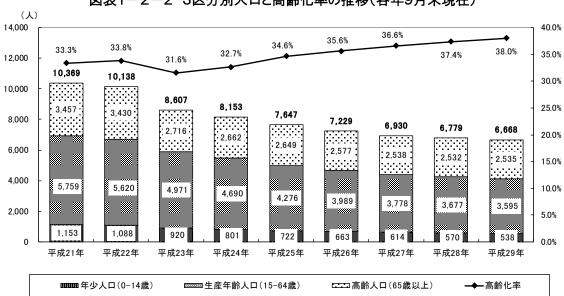
第2章 女川町の障害のある人を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯

本町の人口の推移をみると、東日本大震災の影響で平成22年から23年にかけて、大幅に減少し、その後も減少しています。世帯数は平成27年まで減少していましたが、その後は微増傾向です。



本町の年齢3区分別人口の推移をみると、どの年齢も東日本大震災の影響で平成22年から23年にかけて大幅に減少し、その後も減少傾向が続いていました。しかし、平成28年から平成29年にかけて高齢人口は微増し、高齢化率は38.0%となっています。



図表1-2-2 3区分別人口と高齢化率の推移(各年9月末現在)

資料:女川町住民基本台帳

2 障害のある人の現状

(1) 手帳交付状況

身体障害者手帳の交付数は平成23年度から減少傾向にありましたが、平成28年度は増加し、332人となっています。障害別にみると、内部障害、体幹・肢体不自由が多く、85%程度を占めています。

図表1-2-3 身体障害者手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内部障害	149	177	155	139	146	132	140
体幹·肢体不自由	172	192	171	161	154	141	142
聴覚·平衡機能	32	31	23	30	30	31	29
視覚障害	22	24	19	18	19	15	16
音声·言語·咀嚼機能障害	12	11	11	6	3	4	5
合計	387	435	379	354	352	323	332

資料:健康福祉課

療育手帳の交付数は平成23年度から減少傾向にあり、平成28年度は44人となっています。平成28年度の内訳は、A(重度)が18人、B(その他)が26人となっています。

図表1-2-4 療育手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A(重度)	24	27	26	24	23	19	18
B(その他)	28	31	29	29	28	27	26
合計	52	58	55	53	51	46	44

資料:健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳の交付数は増加傾向にあり、平成 28 年度は 36 人となっています。等級別の内訳は、1級が2人、2級が26人、3級が8人となっています。 自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は、平成28 年度は96 人となっています。

図表1-2-5 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移 (各年度末)

(人)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	1級	4	5	4	5	3	2	2
精神障害者	2級	15	15	16	18	20	24	26
保健福祉手帳 交付者数	3級	8	7	8	10	9	10	8
	合計	27	27	28	33	32	36	36
自立支援医療 (精神通院医療)受給者数		98	63	91	99	102	91	96

※平成23年度の自立支援医療(精神通院医療)受給者数は東日本大震災の影響で一時的に減少している。

資料:健康福祉課

(2)特別支援学級の状況

特別支援学級に在籍する生徒数は、平成26年度は小学校では0人となりましたが、平成28年度は小学校、中学校ともに2人となっています。

図表1-2-6 特別支援学級に在籍する生徒数の推移

(人)

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	2	0	2	2
中学校	2	2	2	2

資料:教育総務課

(3)心身障害者医療費助成状況

心身障害者医療費の助成対象者は、平成25年度から減少傾向にあり、平成28年度は181人となっています。助成件数は平成27年度から減少し、平成28年度は3,037件となっています。

助成額は平成27年度から横ばいになっており、1,672万円程度となっています。なお、障害のある児童は、子ども医療費助成で対応しています。

図表1-2-7 心身障害者医療費の対象者・助成件数の推移(各年度末)

(単位:人、件)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国保	対象者	90	129	41	98	87	77	68
村国	助成件数	1,690	697	743	1,432	1,084	1,161	877
社保	対象者	43	45	28	33	25	23	22
	助成件数	815	170	220	535	460	539	477
後期	対象者	145	82	58	136	119	96	91
高齢者	助成件数	2,550	606	753	1,553	1,329	1,407	1,683
合計	対象者	278	256	127	267	231	196	181
百亩	助成件数	5,055	1,473	1,716	3,520	2,873	3,107	3,037

資料:健康福祉課

図表1-2-8 心身障害者医療費の助成額の推移(各年度末)

(単位:円)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国保	11,378,246	4,495,507	4,721,035	8,091,739	7,598,583	7,353,976	7,072,431
社保	6,126,748	1,043,881	912,309	2,471,558	1,776,762	2,581,230	2,875,183
後期高齢者	12,947,219	2,950,575	3,286,793	6,845,886	5,777,355	6,798,843	6,778,289
合計	30,452,213	8,489,963	8,920,137	17,409,183	15,152,700	16,734,049	16,725,903

※平成22年度から所得制限廃止

※平成23年・24年度は、東日本大震災の影響により、各種医療保険による医療費免除適用

資料:健康福祉課

(4) 心身障害者対策の推移

心身障害者対策の推移をみると、補装具等給付(交付)は平成26年度から27年度にかけて大幅に減少しています。心身障害者医療費助成は、平成25年度から減少傾向にあり、平成28年度は181人となっています。特別児童扶養手当は年々減少傾向にあり、平成28年度は9人となっています。

図表1-2-9 心身障害者対策の推移(各年度末)

(単位:人、件)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
補装具等	交付	14	28	16	6	14	3	4
給付	修理	0	2	4	5	6	2	4
更生医物	療給付	32	31	30	26	26	23	17
心身障害者	医療費助成	278	256	127	267	231	196	181
特別障害	者手当等	10	7	6	4	4	2	1
特別児童	· 扶養手当	16	14	14	13	12	10	9
福祉タ	福祉タクシー		4,456	5,059	4,928	4,612	4,375	4,299
自動車ガソ	自動車ガソリン費助成		223	336	315	272	266	245

※震災によりガソリン費については平成23年度以降を掲載

資料:健康福祉課

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、平成24年度以降、時間、実利用者数ともに減少傾向にあります。

図表1-2-10 訪問系サービス利用状況

(月当たり)

			第2	2期		第3	3期	第4期			
	単位	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
·居宅介護 ·重度訪問介護 ·行動援護	時間分		148	58	114	97	97.6	75.4	62.9	51.7	
·同行援護 ·重度障害者等 包括支援	実利用 者数	_	18	9	12	11	10	9	5	3.7	

[※]東日本大震災により、平成21年度のデータは流失している。

(2)日中活動系サービス利用状況

- 生活介護は、平成28年度から増加し、平成29年度は173.7人となっています。 実利用者数は平成24年度以降、減少傾向にあります。
- 自立訓練(生活訓練)は、第3期まで利用がありませんでしたが、第4期の平成 27年度、28年度は実利用者が2人となっています。
- 就労移行支援は、平成26年度は利用がありませんでしたが、平成27年度は1人、28年度は2人の利用があります。
- 短期入所は、第4期はサービス量、実利用者数ともに減少傾向にあります。

図表1-2-11 日中活動系サービス利用状況

(月当たり)

			第2	2期		第	3期	第4期			
	単位	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
生活介護	人日分		83	147	212	176	185	194.8	172.0	173.7	
土冶기陵	実利用者数	_	7	11	14	13	11	11	11	9	
自立訓練	人日分	_	0	0	0	0	0	0	0	0	
(機能訓練)	実利用者数	_	0	0	0	0	0	0	0	0	

(月当たり)

[※]平成29年度は9月時点の月当たり実績

			第2	2期		第	3期	第4期			
	単位	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
自立訓練	人日分	_	0	0	0	0	0	2.8	19.4	5.3	
(生活訓練)	実利用者数	_	0	0	0	0	0	2	2	1	
就労移行	人日分	_	0	3	2	18	0	1.1	1.4	0	
支援	実利用者数	_	0	1	1	1	0	1	2	0	
就労継続	人日分	_	0	0	0	0	10.1	39.5	37.7	36.3	
支援 (A型)	実利用者数	_	0	0	0	0	2	2	2	2	
就労継続	人日分	_	90	88	7	266	302.5	286.5	288.3	329.7	
支援 (B型)	実利用者数	_	11	5	4	17	18	17	17	17.7	
療養介護	人分	_	1	2	3	2	2	2	2	1	
児童ディ	人日分	_	0	1	0	0	0	0	0	0	
サービス	実利用者数	_	0	2	0	0	0	0	0	0	
佐田3元	人日分	_	49	70	26	19	19.8	7.0	3.8	0.7	
短期入所	実利用者数	_	5	13	3	2	4	3	1	1	

[※]東日本大震災により、平成21年度のデータは流失している。

(3) 居住系サービス利用状況

- 共同生活援助(グループホーム)は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、 平成29年度は減少し、14.8人となっています。
- 施設入所支援は、平成28年度以降、5人となっています。

図表1-2-12 居住系サービス利用状況

(月当たり)

			第2	2期		第3	3期	第4期			
	単位 	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
共同生活援助 (グループホーム)	人分 実利用者数	_	10	11	11	14	14	16	16	14.8	
施設入所支援	人分 実利用者数	_	3	4	6	6	6	6	5	5	

[※]東日本大震災により、平成21年度のデータは流失している。

[※]平成29年度は9月時点の月当たり実績

[※]平成29年度は9月時点の月当たり実績

(4)相談支援サービス利用状況

計画相談支援は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度は大幅に減少し、6.3人となっています。地域移行支援は、平成28年度まで利用がありませんでしたが、平成29年度から利用されています。

図表1-2-13 その他サービス利用状況

(月当たり)

	w //		第2	2期		第	3期	第4期			
	単位	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
計画相談支援	人分 実利用者数	_	0	0	3	2	31	35	36	6.3	
地域移行支援	人分 実利用者数	_	0	0	0	0	0	0	0	0.2	
地域定着支援	人分 実利用者数	_	0	0	0	0	0	0	0	0	

[※]東日本大震災により、平成21年度のデータは流失している。

(5) 相談支援事業の実績

- 一般相談事業所での相談支援の利用者数は、平成28年度は障害のある人が33人、 障害のある児童が2人となっています。基幹相談支援センターくるみの利用者数 は、平成28年度は障害のある人が10人、障害のある児童の利用はありません。
- 一般相談事業所での相談支援の内容は平成25年度以降、年々増加しており、平成28年度は福祉サービスの利用等に関する支援が443件、健康・医療に関する支援が296件と多くなっています。

図表1-2-14 相談支援を利用している等の人数

(年間)

		一般相談事業所														基幹相 センタ-		
	平成2	3年度	244	年度	25年度		26:	26年度		27年度		丰度	294	年度	28:	年度	29:	年度
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体障害	9	0	7	0	4	0	5	0	5	0	3	0	3	0	0	0	0	0
重度心身障害	2	1	4	3	1	0	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0
知的障害	11	0	5	0	8	1	13	1	13	2	14	0	17	0	6	0	3	1
精神障害	13	0	10	0	11	0	13	0	18	0	15	0	19	0	3	0	5	0
発達障害	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0
実人員	35	1	26	3	24	2	32	2	37	3	33	2	41	6	10	0	8	1

※平成29年度は9月末までの実績

[※]平成29年度は9月時点の月当たり実績

図表1-2-15 相談支援の内容

(年間)

				一般相談事業所	听			基幹相 センタ-	
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	28年度	29年度
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
福祉サービスの利用等に 関する支援	110	67	224	306	309	443	170	14	24
障害や病状の理解に 関する支援	16	1	4	12	11	27	6	6	6
健康・医療に関する支援	107	23	40	177	166	296	100	3	13
不安の解消・情緒安定に 関する支援	28	6	72	63	71	62	20	6	7
保育・教育に関する支援	5	0	16	11	11	22	0	2	6
家族関係・人間関係に 関する支援	34	20	61	41	54	67	15	0	1
家計・経済に関する支援	71	10	37	24	20	11	17	11	20
生活技術に関する支援	77	31	188	168	250	206	31	29	68
就労に関する支援	8	6	84	122	181	138	43	8	18
社会参加・余暇活動に 関する支援	20	0	21	25	3	11	0	0	0
権利擁護に関する支援	22	3	13	2	1	19	0	0	0
その他	26	7	7	20	1	8	2	0	2
計	524	174	767	971	1,078	1,310	404	79	165

[※]平成29年度は9月末までの実績

4 アンケートの結果

平成29年7月から8月にかけて、本町に居住している障害者手帳所持者全員に「女川町障害者計画・障害福祉計画策定のための調査」を実施しました。次に主な結果を記載します。

(1)基本属性

年齢は、身体障害者は65歳以上が78.8%を占めています。知的障害者は17歳以下が16.0%、18~39歳が36.0%、40~64歳が32.0%、65歳以上が16.0%となっています。精神障害者は40~64歳が79.0%を占めています。

図表1-2-16 年齢(障害別)

(%)

	乳幼児期(0 ~5歳)	学齢期(小学 校入学~中 学校卒業)	中学校卒業 後~17歳	18~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
身体障害者(N=216)	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5
知的障害者(N= 25)	0.0	16.0	0.0	12.0	4.0	12.0	8.0	8.0
精神障害者(N= 19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3

	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上	無回答
身体障害者(N=216)	3.2	2.3	3.7	7.4	9.3	15.3	54.2	2.3
知的障害者(N= 25)	12.0	8.0	0.0	4.0	0.0	4.0	12.0	0.0
精神障害者(N= 19)	26.3	15.8	15.8	15.8	5.3	10.5	0.0	0.0

(2) 住まい

住居形態は、身体障害者は「持ち家(51.4%)」が最も多く、「災害公営住宅(21.8%)」が続いています。知的障害者は「持ち家(24.0%)」が最も多く、「災害公営住宅(20.0%)」が続いています。精神障害者は「災害公営住宅(42.1%)」が最も多く、「持ち家(15.8%)」が続いています。

図表1-2-17 住居形態(障害別)

(%)

	仮設住宅(民間 賃貸住宅借り上 げを含む)	持ち家	災害公営住宅	賃貸住宅(災害 公営住宅を除く)	血縁者宅
身体障害者(N=216)	11.1	51.4	21.8	2.3	0.9
知的障害者(N= 25)	8.0	24.0	20.0	4.0	0.0
精神障害者(N= 19)	10.5	15.8	42.1	0.0	0.0

	グループホーム	障害者入所施設	高齢者施設(認 知症グループ ホーム含む)	その他	無回答
身体障害者(N=216)	0.9	0.5	6.5	2.8	1.9
知的障害者(N= 25)	16.0	0.0	0.0	24.0	4.0
精神障害者(N= 19)	10.5	0.0	10.5	10.5	0.0

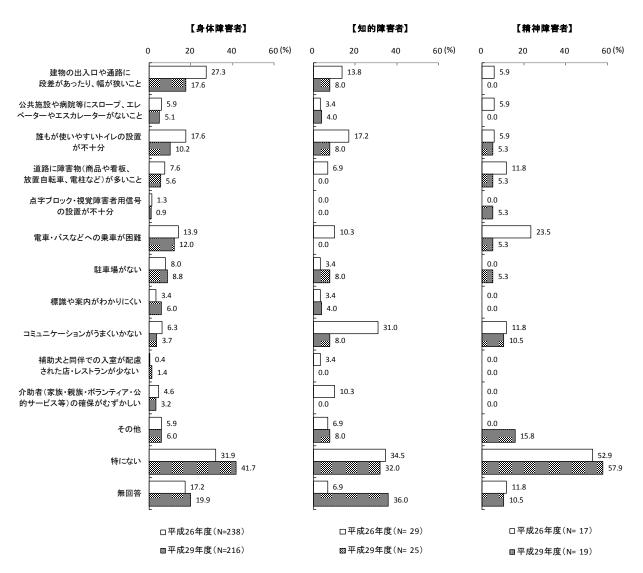
(3) 外出

外出の際に不便に思うことは、身体障害者は「特にない」が41.7%となっています。 それ以外では、「建物の出入り口や通路に段差があったり、幅が狭いこと(17.6%)」が 最も多く、「電車・バスなどへの乗車が困難(12.0%)」が続いています。

知的障害者は「特にない」が32.0%であり、その他すべての項目で10%以下となっています。

精神障害者は「特にない(57.9%)」が半数を超えています。不便に思うことは、「コミュニケーションがうまくいかない(10.5%)」が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、身体障害者では「特にない」が高くなっており、上位の「建物の出入り口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」、「電車・バスなどへの乗車が困難」の割合が前回より低くなっています。



図表1-2-18 外出の際に不便に思うこと(障害別:複数回答)

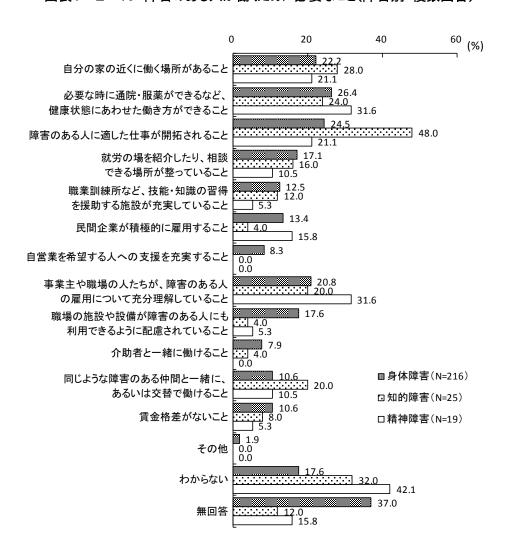
(4) 就労

障害のある人が働くために必要なことは、身体障害者は「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること(26.4%)」が最も多く、「障害のある人に適した仕事が開拓されること(24.5%)」が続いています。

知的障害者は「障害のある人に適した仕事が開拓されること(48.0%)」が最も多く、「自分の家の近くに働く場所があること(28.0%)」、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること(24.0%)」が続いています。

精神障害者は「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること(31.6%)」、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること(31.6%)」が最も多く、「自分の家の近くに働く場所があること(21.1%)」、「障害のある人に適した仕事が開拓されること(21.1%)」が続いています。





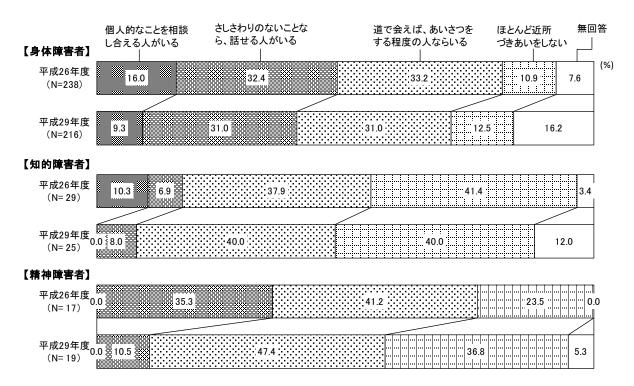
(5) 地域生活

① 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度について、「ほとんど近所づきあいをしない」の割合は、身体障害者では12.5%、知的障害者では40.0%、精神障害者では36.8%となっています。

前回調査と比較すると、身体障害者、知的障害者で「個人的なことを相談し合える人がいる」の割合が低くなっています。

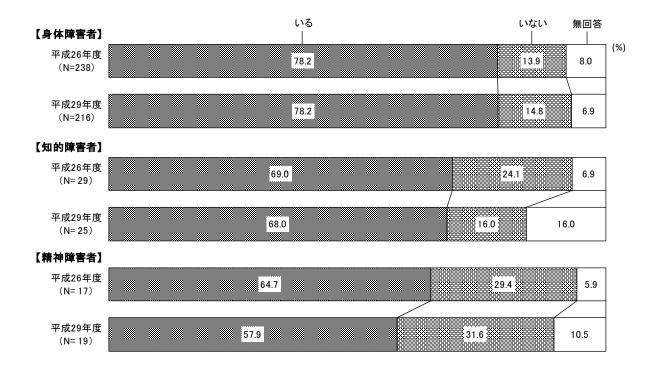
図表1-2-20 近所づきあいの程度(障害別)【前回比較】



② 悩みや困りごとを相談できる人の有無

悩みや困りごとを相談できる人の有無について、「いる」の割合は、身体障害者では 78.2%、知的障害者では68.0%、精神障害者では57.9%となっています。 前回調査と比較すると、精神障害者で「いる」の割合が低くなっています。

図表1-2-21 悩みや困りごとを相談できる人の有無(障害別)【前回比較】



(6) 防災

平成29年度

(N=19)

① 緊急時の単独避難の可否

緊急時の単独避難は、「できない」と回答した人は、身体障害者では39.4%、知的障害者では48.0%、精神障害者では15.8%となっています。

前回調査と比較すると、「できない」の割合は、知的障害者で高く、精神障害者で低くなっています。

できる できない わからない 無回答 【身体障害者】 13.4 2.1 平成26年度 45.0 39.5 (N=238) 平成29年度 49.1 39.4 6.0 5.6 (N=216)【知的障害者】 平成26年度 34.5 41.4 20.7 3.4 (N=29)平成29年度 16.0 48.0 28.0 8.0 (N=25)【精神障害者】 平成26年度 29.4 29.4 35.3 5.9 (N=17)

15.8

21.1

5.3

57.9

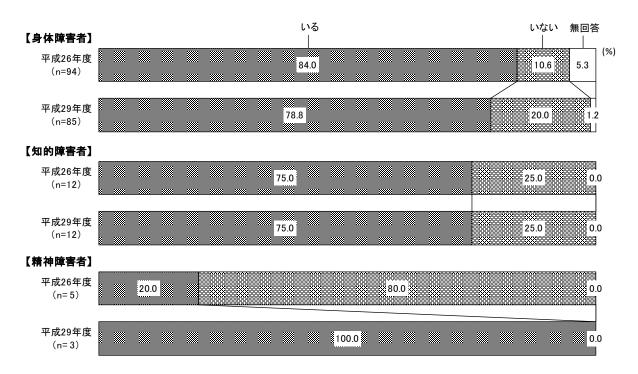
図表1-2-22 緊急時の単独避難の可否(障害別)【前回比較】

② 助けてくれる人の有無

単独避難ができないと回答した人に、助けてくれる人の有無をたずねたところ、「いない」と回答した人は、身体障害者では20.0%、知的障害者では25.0%、精神障害者では0.0%となっています。

前回調査と比較すると、身体障害者で「いる」の割合が低くなっています。

図表1-2-23 助けてくれる人の有無(障害別)【前回比較】 <単独避難ができないと回答した人>



③ 災害時の困りごとや不安なこと

災害時の困りごとや不安なことは、身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある」が最も多くなっています。次いで、身体障害者、精神障害者では「治療が受けられない」、知的障害者では「周囲とコミュニケーションがとれない」が続いています。

前回調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも多くの項目で、前回調査の割合を下回っています。

【精神障害者】 【身体障害者】 【知的障害者】 0 20 40 60 80 (%) 0 20 40 60 80 (%) 0 40 80 (%) 薬がなくなる等、服薬が 66.8 48.3 70.6 中断される心配がある 63.0 44.0 47.4 45.4 17 2 29 4 治療が受けられない 16.0 31.6 5.9 8.8 10.3 補装具の使用が困難になる 9.7 8.0 0.0 3.4 5.9 補装具や日常生活用具 11.8 の入手ができなくなる 9.7 0.0 0.0 13.0 20.7 23.5 救助を求めることができない 10.6 12.0 5.3 安全なところまで、迅速に 34.5 35.3 避難することができない 16.0 25.0 5.3 被害状況、避難場所などの 16.4 31.0 23.5 情報が入手できない 16.0 11.1 29.4 13.0 51.7 周囲とコミュニケーションがとれない 32.0 15.8 流動食等の必要とする 5.3 食事ができなくなる 0.0 避難場所の設備(トイレ等) 43.7 55.2 23.5 や生活環境が不安 35.6 28.0 21.1 10.3 11.8 2.9 その他 1.9 8.0 15.8 13.8 特になし 15.7 12.0 15.8 5.5 6.9 0.0 無回答 8.8 8.0 10.5 □平成26年度(N= 29) □平成26年度(N= 17) □平成26年度(N=238) 圖平成29年度(N=216) 図平成29年度(N= 25) 國平成29年度(N= 19)

図表1-2-24 災害時の困りごとや不安なこと(障害別:複数回答)【前回比較】

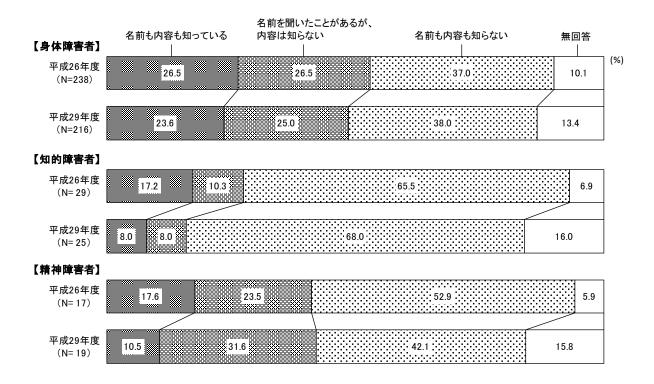
※平成26年度調査では「流動食等の必要とする食事ができなくなる」の選択肢がない

(7) 権利擁護

成年後見制度の認知状況は、「名前も内容も知っている」の割合は、身体障害者では 23.6%、知的障害者では8.0%、精神障害者では10.5%にとどまっています。

前回調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも「名前も内容も知っている」の割合が低くなっています。

図表1-2-25 成年後見制度の認知度(障害別)【前回比較】



(8) ノーマライゼーション

町民のノーマライゼーションの理解の有無について、町民が理解していると回答した人は、身体障害者では22.2%、知的障害者では4.0%、精神障害者では31.6%にとどまっています。

前回調査と比較すると、知的障害者、精神障害者で「はい」の割合が低くなっています。

無回答 いいえ はい 【身体障害者】 (%) 平成26年度 18.1 57.6 24.4 (N=238) 平成29年度 22.2 53.7 24.1 (N=216)【知的障害者】 平成26年度 20.7 65.5 13.8 (N=29)平成29年度 4.0 76.0 20.0 (N=25)【精神障害者】 平成26年度 35.3 47.1 17.6 (N=17)平成29年度 52.6 31.6 15.8 (N=19)

図表1-2-26 町民のノーマライゼーションの理解の有無(障害別)

15.8

(9) 施策

① 障害者差別解消法の認知度

21.1

(N=19)

障害者差別解消法の認知度は、身体障害者は、「名前も内容も知っている」が10.6% であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(29.6%)」まで含めると40.2% となっています。

知的障害者は、「名前も内容も知っている」が4.0%であり、「名前を聞いたことがあ るが、内容は知らない(4.0%)」まで含めると8.0%となっています。

精神障害者は、「名前も内容も知っている」が0.0%であり、「名前を聞いたことがあ るが、内容は知らない(21.1%)」まで含めると21.1%となっています。

名前を聞いたことがあるが、 名前も内容も知っている 内容は知らない 名前も内容も知らない 無回答 (%) 身体障害 10.6 43.1 16.7 29.6 (n=216) 知的障害 4.0 4.0 0.08 12.0 (N=25) 精神障害 0.0

63.2

図表1-2-27 障害者差別解消法の認知度(障害別)

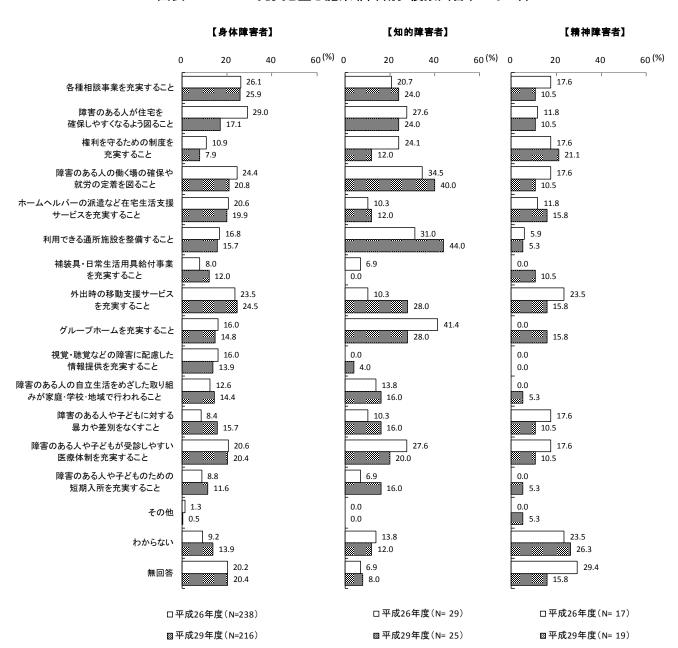
② 充実を望む施策

町に充実を望む施策は、身体障害者は「各種相談事業を充実すること(25.9%)」が 最も多く、「外出時の移動支援サービスを充実すること(24.5%)」が続いています。

知的障害者は「利用できる通所施設を整備すること(44.0%)」が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること(40.0%)」が続いています。

精神障害者は「権利を守るための制度を充実すること(21.1%)」が最も多くなっています。

前回調査では、身体障害者では「障害のある人が住宅を確保しやすくなるよう図ること(29.0%)」、知的障害者では「グループホームを充実すること(41.4%)」が最も多く住まいに対する希望が高くなっており、今回とは異なります。



図表1-2-28 充実を望む施策(障害別:複数回答(5つまで))

5 自立支援協議会からの意見

石巻市女川町自立支援協議会から、障害福祉の現状や課題等を踏まえて、計画策定に ついて提言をいただきました。

① 石巻市女川町自立支援協議会 相談支援部会

◆提言

- 提言1 相談支援体制基盤を強化する必要がある。
- 提言2 ヘルパー不足を解消していただきたい。

◆障害福祉の現状や課題等

サービス	・ 社会資源の不足。石巻圏域なので、2市1町の総合的な福祉計画の策定が必要である。・ 障害サービスでは対応できない65歳未満の方の受け入れ先がない。・ 放課後等デイサービスの利用ができない。
児童	• 児童発達支援が受けられる事業所が少ない。
計画相談	・ 具体的メニューが把握できていない。計画相談の質の課題。・ 一般相談にのせるまでの仕組みづくりが必要である。・ 計画数に対する相談支援事業所と人員が不足している。・ 個々の抱えている問題が複雑化しているため、各市町、医療、相談機関等の関係機関との連携が重要になってきている。
地域連携	 保証人等になれる方がいないため、身寄りのない方の地域での受け皿がない。特に親族はいるものの、協力いただけないケースに関しての退院支援が困難になっている。生活保護者については、生活保護課の協力をいただけるが生活保護を受給されていないケースは支援が困難である。 支援学校との連携や役割分担を図ることが大切である。
震災	震災時の障害者避難所運営マニュアルを策定する必要がある。現在被災の関係で参入している事業所は今後なくなると思う。
生活基盤	・ 退院後の居住問題。・ 退院先が見えていない方で、入院後に支援者の関わりが希薄になりがちで、 親族関係も良くないケースでは、退院支援が困難になることがある。
保証人	・ 身体障害のある人の保証人の問題。
高齢化	介護保険への移行や高齢で障害のある人への支援など、医療ケアのある 方々への支援を充実させる。
お金の問題	• 金銭管理の問題。
自立支援協議会	・ 石巻市女川町と自立支援協議会の関係について考える必要がある。自治体から課題検討の指示があってもよいのではないか。・ 基幹相談の役割について考える必要がある。・ 自立支援協議会は、当事者の意見を反映できるような会であるべきだと思う。

② 石巻市女川町自立支援協議会 サービス提供部会

◆提言

- 提言1 教育と福祉のスムーズな連携を図るためのシステムづくりが必要である。
- 提言2 利用者本位のサービスを受けられるよう、移動支援事業の見直しを図り、ガイドラインを作成してほしい。
- 提言3 人材育成開催費用と参加費を助成してほしい。

◆障害福祉の現状や課題等

サービス	 様々な変化の中、サービスを提供する上で、事業所職員のスキルアップや質の向上が必要である。また、異動により専門職員の定着が難しくなってしまっている。 同居家族が減少していて、老々家族や独居の方が増えている。それによって、通院・買い物・服薬・食事等の面での生活の不便が多くなっている。 入居者のご家族も被災していて、なかなか外泊等が難しい現状がある。職員の確保も難しく、必要な支援のところに人員が配置できない。 障害のある人を支えている家族への支援・教育(親亡き後)が必要である。
地域連携	・ 地域行事に積極的に参加し、地域の中で生活できるようにつながりを持つことが大切。・ 障害のある人について地域の理解が不足している。
震災	 高齢者・障害のある方々でもわかりやすい福祉避難所マップ等を作成した方がよい。 震災により、地域への関わりがなおさら薄くなっている。障害のある人・障害のある児童の活動や取組み等を知っていただけるツールがあるとよい。 震災により、生活形態が変わりサービスに頼らざるを得ない状況にある。
生活基盤	・居住サービスが不足している。・家庭環境の変化が見られる。キーマンが変わり、落ち着かない住環境になっている。(ゼロからの近所付き合い、終の棲家はどこになるのか)
高齢化	 重度・高齢化に伴い、医療との連携が課題である。 高齢化で、ひとり暮らし、孤独死、貧困になり、サービスを受けたくても受けられない、病院にも行けない等が震災後にはっきりと見えてきた。震災後に仮設から新居に住むことができても、コミュニケーションが取れない等の話を聞く。
医療	・ 血糖の高めの入居者が多く、食事指導を受けながらの食事提供が必要である。
自立支援協議会	 自立支援協議会が第1に考えなければいけないのは、障害のある人の置かれている現状・ニーズに応えていくことではないか。人材育成・児童の課題も大事だが、市・相談事業所(委託)が受け皿で問題提起し、整理された課題を受け止めて検討する仕組みこそが、地域自立支援協議会だと思う。 利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の他分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に協議することがとても大事で、その中に当事者が入っていることは、さらに強みになると考えている。 自立支援協議会は、誰でも参加でき、意見を出し、サービス基盤を協議し合う場所と認識している。

6 前期計画期間での女川町の動向・取組み

(1) 女川駅前にぎわい拠点の整備

平成27年3月に女川駅と女川温泉ゆぽっぽが開業し、12月には「女川町まちなか交流館」と、小売店や飲食店、工房などが並ぶテナント型商業施設「シーパルピア女川」が開業しました。

「シーパルピア女川」の中には、町内で就労継続支援B型事業所を運営しているNPO 法人きらら女川が飲食・物販の店舗を開いています。





(2) 女川高等学園の開校

平成28年4月に宮城県立支援学校女川高等学園が開校しました。女川高等学園は、県内全域を通学区とした高校生のみの知的障害特別支援学校であり、3年間の全寮制(敷地内に寄宿舎併設)を特徴の一つとしています。

平成28年12月9日には、「生徒が将来職業人として必要な力を育成するため、学校と企業、各関係機関がお互いのニーズを理解し、協働して支援策を検討・実施するため」に、第1回女川高等学園サポートネットワーク会議を開催しました。参加者は、行政・福祉関係機関、産業関係、学校関係であり、学園側からの産業人材育成の取組みや説明等の発表と意見交換が行われました。

(3) 障害のある児童に向けた支援の充実

障害のある児童の放課後の居場所に対するニーズはあったものの、本町の人口規模から放課後等デイサービス等の障害福祉サービス事業所の参入は困難でした。そのため、町から補助金を出し、平成29年4月から社会福祉法人女川町社会福祉協議会が運営する「女川町地域活動支援センター うみねこ園」で、放課後の小学生を預かる日中一時支援事業を実施しています。

また、町が助成を行い、平成28年4月に病児病後児保育室「じょっこ おながわ」が 女川町地域医療センターに開設しています。「じょっこ おながわ」では障害のある児童 の受け入れも行っています。

(4)「健康をつくる町民のつどい」への障害者関連ブースの出展

平成27年度から「健康をつくる町民のつどい」に障害者福祉関連のブースを出展し、 障害への理解の促進に努めています。平成28年度は町内のサービス提供事業者だけでな く、当事者団体・家族会にも参加していただき、事業者・団体間の連携を深めるととも に、当事者団体・家族会の活動の周知を図りました。

具体的には身体障害者協会、女川高等学園、うみねこ園、特養おながわのグループホーム、きらら女川が参加し展示等を行いました。身体障害者福祉協会の役員の方がチラシを配布し、女川高等学園は学校の各コースのプログラム内容を紹介しました。特に、うみねこ園は活動内容の展示を行うとともに、利用者が健康ウォーキングにも参加しました。





(5) 成年後見制度の周知

町民に向けた成年後見制度の周知として、制度説明のパンフレットを健康福祉課窓口、保健センター等で配布するとともに、「広報おながわ」で成年後見制度について情報提供を行いました。また、成年後見制度の周知用チラシを作成し、「健康をつくる町民のつどい」等のイベントで配布しました。

さらに、平成28年度に成年後見制度の利用可能性がある施設入所者家族に、郵送で成年後見制度の広報と相談窓口の周知を行いました。その結果、家族からの相談が2件あり、成年後見の申立を支援する相談機関である女川司法書士相談センターにつなぎました。

7 計画策定に当たっての課題

本町の障害のある人を取り巻く現状、障害のある人に対するアンケート、前期計画の評価、老人等保健福祉計画推進委員会の検討結果を踏まえると、計画策定に当たっての課題は次のようになります。

(1) いきいきとした生活のための支援

- ・ アンケート結果によると、充実を望む施策ついて、「障害のある人の働く場の確保や就 労の定着を図ること」と回答する人が、身体障害のある人では2割強、知的障害のあ る人では4割、精神障害のある人では1割強となっています。前期計画では重点施策 に「障害のある人の雇用推進に向けた企業への働きかけ」が掲げられていましたが、 その施策を引き続き推進しながら、企業の理解をより深めるとともに、就労定着に向 けた支援にも力を入れていく必要があります。
- 町では交付した福祉タクシー券について、タクシー以外では一部対象者のみ移動支援 を行うNPO法人への利用も認めるなど、利用できる移動支援事業者を拡大してきまし たが、アンケート結果によると、「外出時の移動支援サービスを充実すること」を望む 人は多くなっています。移動支援の充実、障害のある人もない人もともに利用しやす い公共交通手段の検討が望まれます。

(2) 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

- アンケート結果によると、悩みや困りごとを相談できる人の有無について、「いない」と回答する人が、身体障害のある人、知的障害のある人では1割台、精神障害のある人では3割強となっています。充実を望む施策については、特に身体障害のある人では「各種相談事業を充実すること」が求められています。
- また、自立支援協議会からも相談内容の複雑化・多様化が指摘されており、国からも 地域包括的な相談支援体制の確立が求められています。今後は障害のある人に限らず、 すべての人が身近な地域で相談できる体制を構築していくことが望まれます。
- アンケート結果によると、充実を望む施策については、知的障害のある人で「グループホームを充実すること」と回答する人が3割弱となっています。障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らしていくため、また、地域移行・地域定着を推進するため、必要な対応を図る地域生活支援拠点の整備を石巻市と協働で進める必要があります。
- アンケート結果によると、成年後見制度について、名前も内容も知っている人は身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人ともに、前回調査に比べて減少しています。親亡き後に障害のある人を守るためにも、引き続き成年後見制度の周知を推進する必要があります。

(3) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

- アンケート結果によると、町民がノーマライゼーションを十分理解していると考える人の割合は、身体障害のある人では前回調査に比べて高くなっていますが、知的障害のある人、精神障害のある人では低くなっています。近所づきあいの程度は、前回調査に比べて親しく近所づきあいをする割合が低くなっています。また、自立支援協議会から、障害のある人について地域社会の理解が不足しているとの指摘があります。
- また、平成27年度からノーマライゼーションの理念の普及に向けた取組みとして、「健康をつくる町民のつどい」に障害者関連ブースを出展しています。平成28年度は当事者会、女川高等学園、サービス提供事業者等、多様な団体が連携して参加しています。今後はさらに町内の障害福祉関係機関が連携し、様々な機会に障害への理解を進める取組みを実施することが重要です。また、子どもの頃からの福祉教育、企業での研修等を実施する必要があります。
- ・ アンケート結果によると、緊急時に単独避難ができないと回答した人で、助けてくれる人がいないと回答する人が、身体障害のある人では2割、知的障害のある人では2割台となっています。本町では健康福祉課が平成28年度に災害時要支援者(障害のある人、要介護者、75歳以上ひとり暮らし等)名簿を作成し、民生委員及び消防署に対し、情報提供を行っています。今後は名簿の更新方法・頻度を検討するとともに、防災計画と連動した町全体としての支援体制の構築が望まれます。また、障害のある人については、障害により異なった支援が必要となることから、当事者や家族等の意見聴取を行いながら、具体的な支援体制を検討することが必要です。

(4) 障害福祉サービスの体制の充実

- 現在、町民が利用できない障害福祉サービスや、平成30年度からスタートする自立生活援助や就労定着支援等のサービスを町民が利用できるように、石巻市と協働で、サービス提供事業者に働きかけていく必要があります。
- アンケート結果によると、児童に向けた通所サービス、訪問型サービスともに利用意向が見られます。自立支援協議会からは児童発達支援を受けられる事業所が少ないと指摘されています。今後は石巻市と協働で児童発達支援センターを整備するとともに、特に児童発達支援等の通所系サービスが町内で利用できることが望まれます。
- また、充実を望む施策ついて、「障害のある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること」と回答する人が、身体障害のある人では2割強、知的障害のある人では2 割、精神障害のある人では1割強となっています。石巻市と協働で、医療的ケアが必要な児童が地域で適切な支援を受けることができる体制の整備が望まれます。
- ・ また、自立支援協議会からは、行政と自立支援協議会との関係のあり方が指摘されています。今後は地域での相談の仕組み・連携方法、福祉人材の育成・確保等、自立支援協議会において、関係機関との連携を深めながら充実していく必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

平成23年3月に発生した東日本大震災では、町内の生活基盤の多くが被害を受け、障害のある人の暮らしも一変し、これまでの生活や活動の場、また就労の場を失った人が数多くいます。

本町では平成30年度までの復興計画に基づき、復興の基礎となる期間において、障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができることを目指して、施策を推進してきました。震災から7年が経過した今、復興計画は本格復興期に入り、駅や港、住宅、商店街等の生活基盤の整備が進められ、新たな街並みが形成されつつあります。これから、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、障害のある人にとってサービスが充実することはもとより、まち全体にさまざまな配慮があることが必要であり、その点から福祉の政策とまちづくりの政策が一体的となっていくことが大切です。

本計画では、前期計画を引き継いで「障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を基本理念とします。

障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての町民にとっても安心して暮らせる まちになるという観点から、町の進めるあらゆる施策を見直し、また町民や関係機関、 事業所や行政等が連携しながら、福祉のまちづくりを進めていきます。

> 障害のある人もない人も、 町民すべてが安心して 自立した暮らしができるまち おながわの実現

2 まちのすがた

(1) 女川町が目指す福祉のまちづくりの方向性

本町では、「福祉のまちづくり」の方向性として、以下の4つの実現を目指します。

① いきがいをもって暮らせるまち

町民一人ひとりが、地域や人とのつながりのなかで、自分の役割をもち、生きがいを もって暮らすことができるまちを目指します。

そのために、一人ひとりの尊厳が大切にされ、誰もが障壁を感じることなく活動した り暮らすことのできる社会参加の仕組みを進めます。

② いきいき活動できるまち

あらゆる世代の町民が心身ともにいきいきと暮らせる福祉と生涯現役社会の実現を目指し、ライフステージをとおした健康づくり、相談、疾病予防の充実を進め、町民のいきいきした活動を支える地域づくりや環境づくりを推進します。

③ 支え合いともに生きるまち

町民が自発的に支え合い、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現を目指します。

そのために、互助の視点から住民主体の支え合いの仕組みづくりや、町民への見守り や支援と支え合いの人材育成に力を入れます。

④ 最期まで安心して暮らせるまち

生まれてから人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちの実現を目指します。そのためには、住まいの充実や医療・保健・福祉の連携が進むこととあわせ、制度の狭間にある福祉課題にも対応し町民に適切な福祉が行きわたる体制づくりを進めます。

(2) 女川町が考える地域包括ケアシステム

本町では、地域包括ケアシステムを「町民が住み慣れた地域で、その人らしい生活をすることができるように、公的サービスのみならず、その他のインフォーマルな社会資源を本人が活用することができるよう、包括的・継続的に支援していくこと」と定義し、以下の4つの方向性で推進していきます。

① あらゆる町民を対象とする

高齢者のためだけのものでなく、あらゆる 町民を対象としています。高齢者が住み続け たい町だけでなく、子育てが楽しいと感じ、 障害のあるなしにかかわらず、暮らしやすい 町にします。



② 地域コミュニティを基点と考える

地域包括ケアシステムの考えは、「地域(コミュニティ)でのケア」を推進することと、「包括的・統合的なケア」を推進していくことの両輪から進めていくことを基本的な考え方とします。

③ 女川町らしさを活かしたシステムとする

地域医療センターを中心とした医療福祉のシステムや、中心部でも離半島部でも安心して暮らし続けることができる仕組みづくりをベースに、町・社協・関係機関と地域とのネットワークを活用した発展的なケアシステムとします。



また、本町の強みであった支え合いの精神を、地域における住民主体の課題解決力の 強化によって取り戻し、新しい支え合いの仕組みによる、こころ・からだ・くらしのバ ランスがとれたケアシステムとします。

④ まちづくりとの一体的な推進を図る

震災後から平成30年度までの復興計画では、「心身ともに健康なまちづくり」を復興の5つの柱の1つとして推進しました。今後策定される長期発展計画では、住民の意見聴取やまちづくり全体への提言・提案の場を増やし、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

3 基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

(1) いきいきとした生活のための支援

障害のある人が安心して生活し、いきいきと社会へ参加していくことができるよう、生活支援、コミュニケーションの支援の充実を図ります。また、雇用・就労に向けて、企業への働きかけや関係事業者との連携を深め、一般就労や福祉的就労の機会の確保に努めます。また、障害のある人が主体的にスポーツや芸術文化活動等に取り組めるように支援します。

(2) 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して暮らせる地域社会を目指します。障害のある人が、一人ひとりにあった生活を自己選択・自己決定できるように、ケアマネジメント・相談支援体制を充実させるとともに、生活安定のための支援を行います。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域生活を支援する拠点の整備を行い、地域への移行や定着を支援します。

(3) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

障害のある人もない人も支え合い助け合いながら、ともに安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを目指します。ノーマライゼーションのもと、障害への理解を深める取組みを充実させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせるような生活環境を整備します。また、緊急時・災害時にも安心・安全が確保できるよう支援体制を構築するとともに、犯罪や交通事故等に巻き込まれないように啓発活動・情報提供、ハード面の整備を行います。

(4) 障害福祉サービスの体制充実

障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の 関係機関の連携体制を構築し、切れ目のない障害福祉サービスの提供を目指します。障 害のある児童においては、乳幼児期の障害の予防や早期発見、早期療養が重要であるこ とから、乳幼児期から成年期に至るまでのライフステージに応じた継続的な支援の充実 を図ります。また、障害福祉サービスの質の確保や向上を図るため、第三者評価機関等 の受審を促進します。

4 重点施策

本計画の重点施策を次の4点とします。

(1) 障害のある人への理解促進と差別解消の推進

アンケート結果によると、女川町民がノーマライゼーションを十分理解していると考える人の割合は、身体障害のある人では前回調査に比べて高くなっていますが、知的障害のある人、精神障害のある人では低くなっています。

また、アンケート結果によると、近所づきあいの程度は、前回調査に比べて親しく近 所づきあいをする割合が低くなっています。

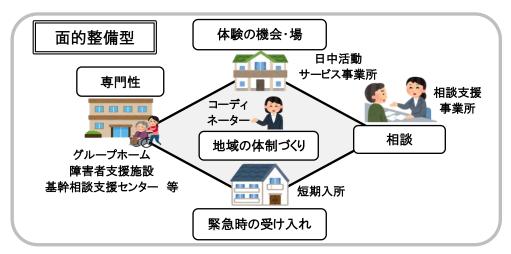
そのため、町民一人ひとりが障害への理解を進めるため、子どもの頃からの福祉教育、 地域での交流の促進、各種イベントの支援、家族会・当事者団体の支援を行います。

また、アンケート結果によると、障害者差別解消法の認知度は、前回調査に比べても 低くなっており、名前も内容も知っているのは1割以下となっています。そのため、障 害者差別解消法については、当事者も含めて、理解・普及啓発を進めます。

(2) 地域生活支援拠点の整備

障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らせるように、石巻市と協働で、複数の機関が機能を分担する地域生活支援拠点の整備を進め、平成31年度からの事業開始を目指します。

地域生活支援拠点では、障害のある人の地域生活支援を推進する観点から、①相談(地域移行、親元からの自立等)、②体験の機会・場(ひとり暮らし、グループホーム等)、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性(人材の確保・養成等)、⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)の機能を担うことを目指します。



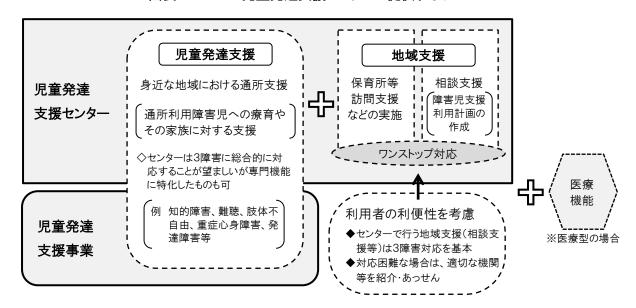
図表1-3-1 地域生活支援拠点等のイメージ

資料:厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議(平成28年12月12日)」資料より作成

(3) 障害児支援の強化

平成32年度末までに、石巻市と協働で児童発達支援センターを整備します。児童発達 支援センターは、児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスを提供するとともに、 相談支援を行い、障害児支援の中核的な施設となることを目指します。

また、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援等のサービスを利用することは難しいことから、重症心身障害児を支援できる児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを提供する事業所を確保します。さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。



図表1-3-2 児童発達支援センターの提供するサービス

資料:厚生労働省「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」より作成

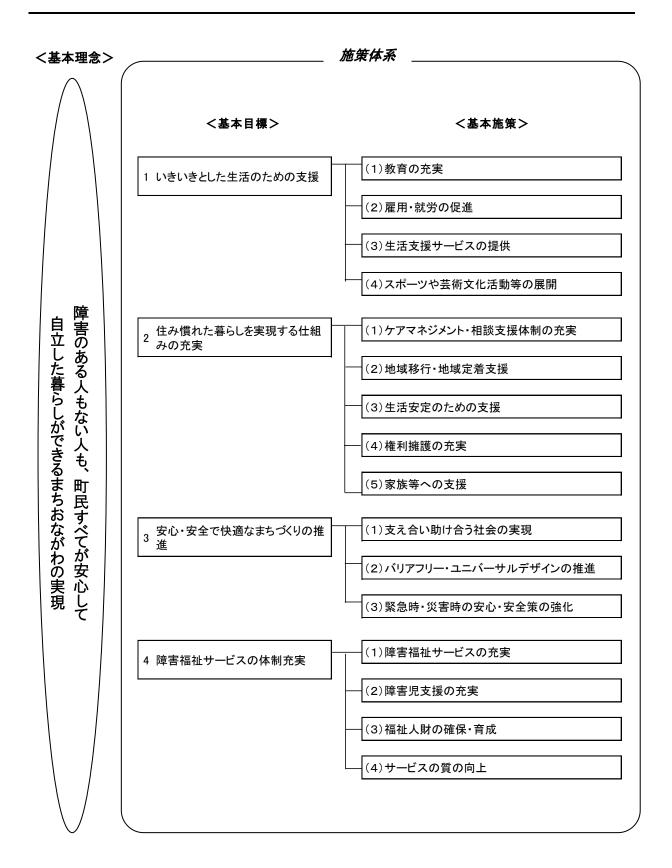
(4)制度・サービス等の情報提供の充実

本町では前期計画から「成年後見制度の周知」を重点施策として、広報やパンフレットによる周知を進めてきました。しかし、アンケート結果によると、成年後見制度について、名前も内容も知っている割合は、どの障害でも前回調査に比べて低くなっており、障害者差別解消法への認知度も低くなっています。

また、平成30年4月からは新たな障害福祉サービスの創設や現行のサービスの対象範囲等の拡大などが行われ、サービスの充実が図られます。

そのため、制度やサービスについて、広報やインターネット、パンフレット等、多様 な手段を講じて情報提供を行います。なお、情報提供に当たっては、障害のある人に限 らず、広く町民に行います。

5 計画の体系



第2部 障害者施策の展開

- 48	} -
------	-----

第1章 いきいきとした生活のための支援

1 教育の充実

宮城県では、「障害の有無によらず、すべての児童生徒が心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人ひとりの様々な教育的ニーズに応じて適切な教育を展開する」ことを特別支援教育将来構想の基本理念として掲げているところです。これを受け、本町では、障害のある子どもとない子どもが多様な学びの場において共に学ぶ教育環境の整備に努めます。

〇主な事業

事 業 名	事業内容	担 当 課
特別支援教育支援	個別の教育支援計画(合理的配慮)、個別の指導計画の作成・活用を図り、障害のある子どもとない子どもが多様な学びの場において共に学ぶ教育環境の整備に努めます。特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援教育連携協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会(保健師、保育士、小・中学校教諭、特別支援学校地域支援担当教諭で構成)において、生活上、学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援等について検討し、保護者等の発達障害についての理解・関係職員の資児直生徒に対しての支援体制の構築に努めます。	教育総務課

2 雇用・就労の促進

一般就労を推進するため、町内の企業へ障害のある人の雇用に積極的に取り組んでいただくように、理解を深めるための働きかけを行い、障害のある人の働く場所を確保します。また、福祉的就労の機会を確保します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
障害のある人の雇用の推進に 向けた企業への働きかけ	障害のある人の雇用に対しての理解を深めても らい積極的な雇用を企業に働きかけます。	健康福祉課
知的障害者職親委託制度 (地域生活支援事業)	知的障害のある人を一定期間事業経営者等に預 け、生活指導、技能習得訓練等の支援を行います。	健康福祉課
福祉的就労の機会の確保	創作的活動や生産活動の機会、社会との交流を図り、地域生活の支援を行います。 また、一般企業での就労が困難な人の働く場、知 識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確 保します。	健康福祉課
女川高等学園からの実習の受 け入れ 【新規】	宮城県立支援学校女川高等学園からの現場実習 について、町内事業所及び本町役場で受け入れま す。	健康福祉課

3 生活支援サービスの提供

障害のある人が安心して生活し、社会参加ができるように、生活支援サービスとして、 移動支援、コミュニケーション支援を行います。移動支援は外出支援を充実するととも に、日常生活を送るうえで欠かせない通院にかかる移動支援の検討を進めます。また、 新しいまちづくりに対応した人にやさしい安心・安全な公共交通の確立を目指します。

事 業 名	事業内容	担当課
安心・安全な公共交通の確立	高齢者、障害のある人、幼児など、すべての人に やさしい安心・安全な公共交通の確立を目指しま す。	企画課
公共交通機関の利用促進	障害者手帳所持者における各種公共交通機関(タクシー、JR等(地下鉄を含む)、バス、国内航空、国内旅客船)の利用料金の割引について周知を行います。	健康福祉課
円滑な移動のための支援	日常生活の円滑な移動を促進するために、有料道路の割引、福祉タクシー利用助成、自動車ガソリン費助成、自動車税・自動車取得税の減免、自動車運転免許取得・改造助成事業(地域生活支援事業)等の支援を行います。	健康福祉課 税務課 税務署
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能等の障害のある人に、 手話通訳者・要約筆記奉仕者の派遣を行います。 費用は無料です。	健康福祉課
紙おむつ支給事業	紙おむつを常時使用している人に助成券を支給 し、重度の障害のある人を在宅で介護している家 族の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 女川町社協
補装具の交付・修理	身体の失われた部分や思うように動かすことができない障害のある部分を補って、日常の生活を容易にするために必要な用具を補装具といいます。交付・修理を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている人に限ります。障害があり手帳の交付を受けていない人は、まず手帳の交付を受ける必要があります。	健康福祉課
日常生活用具の給付等	在宅の重度の障害のある人が日常生活をより便利に生活できるように、障害の程度に応じて各種用具の給付及び貸与を受けることができます。	健康福祉課
移動支援 (地域生活支援事業)	社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。	健康福祉課
日中一時支援 (地域生活支援事業)	日中における活動の場の確保と、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等を行います。	健康福祉課
訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	寝たきり等の重度の障害のある人に、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅において入浴サービスを行います	健康福祉課

4 スポーツや芸術文化活動等の展開

障害のある人のいきがいを創出する観点から、当事者団体が主催するイベントを支援するとともに、県や町が主催するスポーツや芸術文化活動等への参加意欲を高め、障害のある人が主体的に参加できるように支援します。

事 業 名	事業内容	担 当 課
障害者スポーツ大会への参加 の促進	障害者スポーツ大会について周知を図り、参加を 促進します。	女川町社協
町民文化祭への参加の促進	文化祭への参加や作品の出品等について周知を図ります。	健康福祉課 生涯学習課

第2章 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

1 ケアマネジメント・相談支援体制の充実

障害のある人すべてが一人ひとりにあった生活を自己選択・自己決定できるように、 障害のある人、その家族向けに身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたる までの一連の相談支援を行います。

○主な事業

事 業 名	事業内容	担当課
石巻市・女川町基幹相談支援 センターくるみの運営	石巻市とともに「基幹相談支援センターくるみ」 を運営しています。地域における障害のある人の 相談支援の資質向上を図る目的で、専門的な相談 支援、相談事業者に対する指導や助言、人材育成 や相談機関との連携強化に関する業務を行いま す。	健康福祉課
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業)	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じたり、障害福祉サービス等を利用するのに必要な情報を提供し、利用に当たっての援助や障害福祉サービス事業所の紹介を行います。地域生活支援事業として、相談支援事業所2か所に委託します。	健康福祉課
障害者支援相談員の設置	障害者支援相談員として、町内の身障協会、手を つなぐ親の会に依頼し身体障害分野相談員2人、 知的障害分野相談員1人を委嘱して配置し、障害 のある人のさまざまな相談に応じます。	健康福祉課
精神障害者コミュニティ サロン設置運営事業	石巻市とともに、回復途上にある精神障害のある 人やひきこもりの人が安心して過ごすことがで きる集いの場を提供します。石巻地域総合生活支 援センターに開設しています。	健康福祉課

精神障害者コミュニティサロン(石巻地域総合生活支援センター) <外観> くサロンの様子>







2 地域移行•地域定着支援

障害のある人の住まいの確保に努めるとともに、重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活を支援する拠点を整備します。

また、施設や病院に入所等していた障害のある人の地域生活への移行に向けた相談支援、単身等で地域生活を送る障害のある人について随時の相談・助言等を行います。

事 業 名	事業内容	担当課
地域生活支援拠点の整備 【新規】	障害の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、 石巻市と協働で障害のある人の地域生活を支え る拠点の整備を進めます。	健康福祉課
地域移行・地域定着の促進 【新規】	施設や病院に入所等していた障害のある人の希望に沿った住居の確保や地域生活に移行するための相談等を支援します。居宅において単身で生活している障害のある人については、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う関係機関と町が連携を図ることにより、地域定着を促進します。また、平成30年度から新たにはじまる自立生活援助サービスについて提供体制の確保に努めます。	健康福祉課
グループホームの整備の検討	 少人数で共同して生活を送る居住の場として、グ ループホームの整備を検討します。 	健康福祉課
知的障害者グループホーム体 験ステイ事業	在宅の知的障害のある人に、将来に向けたグループホームへの移行を円滑にするため、体験型グループホームの利用に要する費用の一部を負担します。	健康福祉課
住宅入居等支援事業(地域生活支援事業)	住宅の確保が困難な障害のある人に、賃貸住宅の 入居先の確保のための支援や入居継続に必要な 支援を行います。	健康福祉課

3 生活安定のための支援

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠です。そのため、生活保障 としての年金や手当の支給や税金等の減免を行います。

事 業 名	事業内容	担当課
経済的な支援	障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度に関する窓口業務を行います。また、障害のある人のいる世帯や障害の状況による所得税・住民税の所得控除、NHK放送受信料の減免について手続き等を行います。	健康福祉課 税務課 税務署
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	呼吸機能の低下により在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害のある人に対し、酸素濃縮器の利用に要する経費(電気料金)の一部を助成します。	健康福祉課
医療費助成	重度の障害のある人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額(高額療養費及び付加給付金を除く)及び入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。また、指定医療機関において、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に要する費用の一部を公費で負担します。	健康福祉課

4 権利擁護の充実

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、判断能力に不安を持つ障害のある人が安心 して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化す るとともに、積極的な情報提供を行います。また、障害のある人の虐待防止に取り組み ます。

事 業 名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業「まもりーぶ」	知的障害・精神障害のある人・認知症の人等で、 判断能力が十分でない人が、地域で福祉サービス を適切に利用し、自立した生活を送れるよう女川 町社協と地域の生活支援員が手伝います。	健康福祉課 女川町社協
財産管理サポートセンターと の連携	障害のある人の財産について、本人の願う生活に 沿った形で、適正に管理・運用する事業等を行い、 障害のある人の地位の向上や人権と権利を擁護 し、障害のある人の生活の質を向上させることに 寄与することを目的とします。	健康福祉課
成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)	障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない知的障害のある人や精神障害のある人が成年後見制度を利用する場合に申し立てを支援します。また、成年後見制度についてのパンフレットを配布するとともに、障害のある人やその家族に向けて説明会を実施します。	健康福祉課
障害者虐待防止の推進	健康福祉課内に設置している「女川町障害者虐待防止センター」において、障害者虐待に関する通報及び届出の受理並びに障害のある人の安全確認及び事実確認とともに、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護に係る調整、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言等を行います。	健康福祉課

5 家族等への支援

在宅での家族の負担を少しでも軽減できるよう、短期入所等の障害福祉サービスを実施します。また、家族の精神的な介護負担も軽減されるように相談支援や当事者団体・ 家族会の活動を支援します。

事 業 名	事業内容	担当課
家族への相談支援	障害のある人や家族が気軽に相談できるよう窓口での相談や相談支援事業所を活用した相談受付を行います。	健康福祉課
当事者団体・家族会の活動支 援	女川町手をつなぐ親の会等の当事者団体・家族会の運営に対する助成等を行います。また、身体障害者福祉協会が主催する「福祉まつり」の開催を支援します。	健康福祉課

第3章 安心・安全で快適なまちづくりの推進

1 支え合い助け合う社会の実現

仮設住宅からの移転が進んでおり、新しいコミュニティでの生活がはじまっています。 新しい暮らしの中でも障害のある人もない人も支え合い助け合いながら、ともに暮らす ことのできる地域を構築するために、見守りの仕組みをつくり、障害への理解や差別解 消を促進します。

事業名	事業内容	担当課
障害への理解促進と差別解消 【新規】	障害理解促進、障害者差別解消法に関する広報の 充実を図り、障害への理解を促進します。また、 障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由と する差別の解消に関して職員が適切に対応でき るように必要な基本的事項を定めた対応要領を 制定します。	健康福祉課総務課
福祉教育の推進	全国社会福祉協議会の福祉教育モデル事業を切り口として、様々な世代への福祉教育を推進します。また、住民を対象とした、「(仮称) 女川福祉プログラム」の開発にむけ福祉教育推進事業運営委員会で検討・実践を行いながら確立を目指します。	女川町社協
民生児童委員協議会での見守 り活動の実施	地域において、民生委員・児童委員(以下、「民 生児童委員」という。)による見守り活動を実施 します。	女川町社協

2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害のある人が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加するために、宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、今後も進んでいく復興のまちづくりにおいて、公共交通機関・道路・公共施設・公園等、障害のある人の移動を円滑にするためのバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮します。

事 業 名	事業内容	担当課
障害者住宅改造資金助成	重度の身体障害のある人が居住する住宅のバリアフリー化のために要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
バリアフリー・ユニバーサル デザインに配慮したまちづく り	障害のある人のみならず、高齢者、幼児等を含めたすべての町民が安心して快適に移動できるよう、段差の解消、歩道の整備等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	復興推進課 建 設 課 管財営繕課 健康福祉課

3 緊急時・災害時の安心・安全策の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、地域での見守りの強化と災害時要支援者名簿の作成を 検討し、緊急時・災害時にも障害のある人の安心・安全が確保できるよう支援体制を構 築します。

事 業 名	事業内容	担 当 課
緊急時の支援の充実	在宅のひとり暮らしの身体障害のある人の緊急 事態に迅速に対応できるように、緊急通報システムを無償で貸与します。また、障害がある人等に 救急時の必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布し、万が一の際、迅速な救命活動に つなげ、安心・安全を提供します。	健康福祉課 女川町社協
防災・交通安全対策の推進	警察や各種関係機関と連携を深め、防災体制の整備や防犯・交通安全に関する情報提供に努めます。また、民生児童委員を中心とした見守り活動、地区の自主防災組織づくりを支援します。	町民生活課 健康福祉課 企 画 課
災害時要支援者の支援強化	健康福祉課独自に避難支援が必要な方へのアンケートから災害時要支援者名簿を作成し、消防署及び民生児童委員(事務局含)に対し情報提供を行いました。今後は、災害時要支援者名簿を女川町地域防災計画に位置付け、更新方法・頻度の対応を検討するとともに、地域における災害時要支援者の避難体制を検討します。	健康福祉課企 画 課

第4章 障害福祉サービスの体制充実

1 障害福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、平成30年度から開始される「自立生活援助」及び「就労定着支援」等の障害福祉サービスの拡充し、さらなる充実を目指します。また、共生型サービスについても検討します。

〇主な事業

事 業 名	事業内容	担 当 課
障害福祉サービスの拡充・充 実支援	町内に不足している障害福祉サービスが利用できるよう支援します。また、平成30年度から開始される「自立生活援助」及び「就労定着支援」の利用を支援します。	健康福祉課
共生型サービスの検討	地域共生社会の実現に向けて、人口減少など地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう創設された「共生型サービス」について検討を行います。 共生型サービスは高齢者や障害のある児童、障害のある人がともに利用できるサービスであり、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の指定も受けやすくするものです。 先進事例の動向を注視しながら、本町における現状のサービス利用状況も勘案し、本町にふさわしい共生型サービスについて調査検討していきます。	健康福祉課

2 障害児支援の充実

乳幼児の発育・発達の遅れ、障害等を早期発見するとともに、保健、医療、福祉、教育等がより一層連携することで、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を提供できる体制を構築します。

障害児支援の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターを整備し、障害のある児童やその家族の相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行います。

○主な事業

事 業 名	事業内容	担当課
児童発達支援センターの整備 【新規】	障害のある児童やその家族の相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを整備します。	健康福祉課
障害児通所支援等の拡充・充 実支援【新規】	児童発達支援センターを整備し、障害児通所支援 等の提供体制の充実を図ります。	健康福祉課
各種乳幼児健診・教室等の実 施	障害の予防や早期発見のため、妊産婦への教育 や、各種乳幼児健診・教室等を実施します。	健康福祉課
保健、医療、福祉、教育等の 連携体制の構築【新規】	医療的ケアを必要とする障害児支援や発達障害者支援を進めるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。	健康福祉課

3 福祉人財の確保・育成

健康福祉のまちづくりを進めるためには、今後ますます福祉人財の確保・育成が必要になります。町と事業者が協力しながら人財の確保・育成に力を入れていきます。

※本町に暮らす一人ひとりの知識・経験・支えあうこころを財産として捉え『人財』と表現しています。

事 業 名	事業内容	担当課
福祉人財の確保・育成の推進	町内在住の人が就労や能力向上のため資格を取得された場合や、資格取得を伴わない研修会等の受講経費及び事業者、団体の方々が主催する研修会等の開催経費の助成を行います。また、手話によるコミュニケーション技術の取得及び奉仕員の養成を目的として、講座を開催します。	企 画 課 健康福祉課
石巻市・女川町基幹相談支援 センターくるみの運営 (再掲)	石巻市とともに「基幹相談支援センターくるみ」 を運営しています。地域における障害のある人の 相談支援の資質向上を図る目的で、専門的な相談 支援、相談事業者に対する指導や助言、人材育成 の支援や相談機関との連携強化に関する業務を 行います。	健康福祉課

4 サービスの質の向上

相談やサービスの内容と質を確保・向上するため、石巻市女川町自立支援協議会と連携を図るとともに、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの運営を行います。また、委託相談支援事業所との定期的な会議の実施、個別ケース会議を開催します。

事 業 名	事業内容	担当課
石巻市女川町自立支援協議会 での検討	石巻市女川町自立支援協議会において、関係機関 と連携を図りながら、地域における課題の解決、 障害のある人の相談やサービス提供の仕組み等 を検討します。	健康福祉課
委託相談支援事業所・ コミュニティサロンとの 会議	2か所の委託相談支援事業所・精神障害者コミュニティサロンと定期的な会議を設け、支援ケースの情報共有を図ります。	健康福祉課
個別ケース会議の開催	個別ケース会議を開催し、関係者による個別支援 等の検討を行います。	健康福祉課
第三者評価等の受審促進 【新規】	障害福祉サービスの質の確保や向上を図るため、 障害福祉サービス事業者に対する第三者評価等 の受審を促進します。	健康福祉課

手話通訳者養成講座の開講式の様子



石巻市女川町自立支援協議会での検討(写真左)、協議会主催の研修会(写真右)の様子





- 64 -	
--------	--

第3部 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)

第1章 基本的考え方と成果目標

1 考え方、視点

前期計画に引き続き、

『障害のある人がさまざまな福祉サービスを利用し、 主体的に生活する』

以上の考え方を推進するために以下の基本的な視点に基づき、計画を策定します。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別や程度を問わず、障害のある人等が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を利用しながら、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

(2) 3障害(身体障害、知的障害、精神障害)と難病等のある人へのサービス提供

障害者総合支援法では、「制度の谷間」を埋めるべく、障害のある人の範囲に難病等を加えています。身体・知的・精神障害、難病等のある人に障害福祉サービス等を提供します。また、相談支援の充実を図るとともに、障害種別に応じたサービス提供に努めます。

(3) 障害のある人を支える地域づくり

障害のある人についての取組みを進めるうえで、行政はもとより、当事者やその家族、 支援者も含めた地域での障害のある人を支えるまちづくりを推進します。そして、障害 のある人自身の自発的な取組みへのきっかけづくりと協働への働きかけに努めます。

(4) 障害認定基準に当てはまらない人への配慮

従来の障害認定基準に当てはまらない発達障害や高次脳機能障害の人等、福祉サービスの利用が困難と思われる人に対しても柔軟に対応し、相談支援やサービスの提供に努めます。

2 計画の目標値の設定

本計画の基本理念、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

第4期計画に引き続き、施設入所者の地域移行を促進します。国の目標のとおり、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

施設に入所している障害のある人の中には重篤化や高齢化が進んでいるため地域移行が難しい状況の方もいますが、居住の場や日中活動の場など地域生活の基盤充実と一般相談支援事業者の確保、平成 30 年度からの新しいサービスである自立生活援助の確保に努め、自己選択・自己決定による地域移行を推進していきます。

項目	数值
平成 28 年度末時点の施設入所者数	5人
【目標值】地域生活移行者数	1人(20.0%)

② 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者数を平成 28 年度末時点から平成 32 年度末までに2%以上削減することを目指します。

項目	数值
平成 28 年度末時点の施設入所者数	5人
平成 32 年度末時点の施設入所者数	4人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△1人(△20.0%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

長期入院している精神障害のある人の地域移行に当たっては、精神科病院や地域援助 事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的 な取組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人 が共生できる社会を構築していく必要があります。

そのため、平成32年度末までに、石巻市と協働で、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けることを目指します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

国の基本指針では、精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)、精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月・6ヶ月・1年時点の退院率)の減少に関する目標を都道府県が設定することになっています。可能な限り実態把握を行い、宮城県の目標値を参考にしつつ、地域生活への移行を支援していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らしていくとともに、地域移行・地域定着を推進するため、石巻市と協働で、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」で地域生活支援拠点の整備を進め、平成31年度からの事業開始を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労する者の数

第4期計画に引き続き、福祉施設からの一般就労への移行を促進します。平成32年度の一般就労への移行実績を平成28年度の150%以上とすることを目指します。

項目	数值
平成 28 年度中の一般就労への移行者数	0人
【目標値】平成32年度中の一般就労への移行者数	2人(一%)

② 就労移行支援事業を利用する者の数

就労移行支援事業の利用者数について、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末の数の 20%以上増加することを目指します。

項目	数值
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	0人
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	2人(一%)

③ 就労移行率 *が3割以上の事業所の割合

平成 26 年3月時点で本町には就労移行支援事業所はありませんが、計画期間内に就 労移行支援事業所ができた場合には、平成 32 年度末には、就労移行率が3割以上の事 業所を全体の50%以上とすることを目指します。

※就労移行率とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に 一般就労へ移行した方の割合です。

項目	数值
平成 28 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移 行支援事業所の割合	町内に事業所なし
【目標値】平成32年度末における就労移行率が30%以上 の就労移行支援事業所の割合	100.0%

④ 就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率

平成31・32年度末には、就労定着支援事業*による支援開始後1年後の職場定着率を80%とすることを目指します。

※就労支援等のサービスを受けていた障害のある人などに、就労定着に向けた支援(企業・家族 との連絡調整や生活支援等)を行うサービス

項目	数值
【目標値】各年度末現在の就労定着支援による支援開始	80.0%
後1年後の職場定着率	80.0 /6

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築が求められていることから、石 巻市と協働で、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児 支援の中核的な施設となる児童発達支援センターを平成 32 年度末までに1 箇所整備し ます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

平成 32 年度末までに石巻市・女川町内で保育所等訪問支援 **を利用できる体制を構築することを目指します。

※障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、 障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための 専門的な支援を行うサービス

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあるため、平成32年度末に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を石巻市と協働で1箇所以上確保(維持)することを目指します。

④ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場 医療技術の進捗等を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、 人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある児童が増加し ています。そのため、日常生活を営むために医療的ケアが必要な障害のある児童が、そ の心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の必要な支援を受けられるよう、 平成 30 年度末までに、石巻市と協働で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係 機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

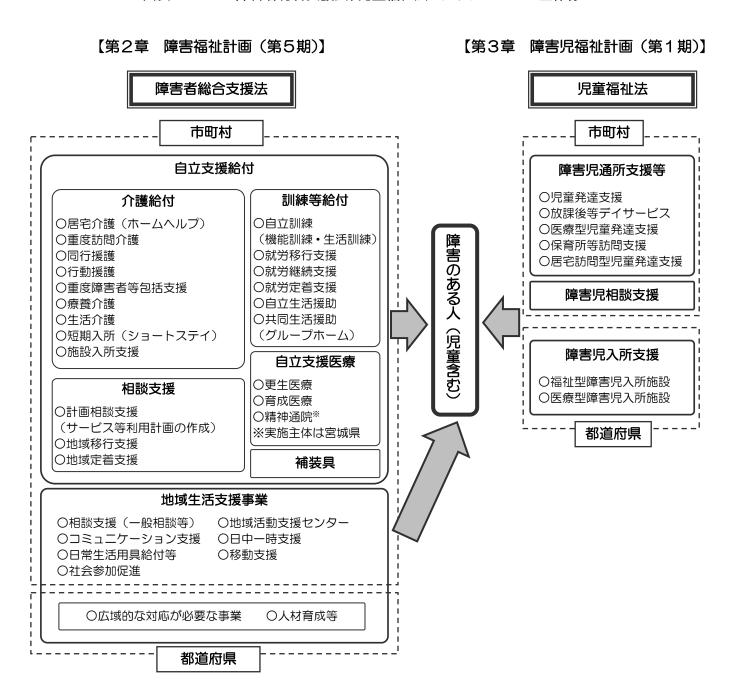
第2章 障害福祉計画 (第5期)

1 障害福祉サービスの全体像

(1) 障害福祉サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

図表3-2-1 障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像



(2) 障害福祉サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、市町村が提供するサービスの内容は次のとおりです。

① 自立支援給付(障害福祉サービス)

訪問系サービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行 うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出 に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護な どを提供するサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅 介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な 訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害・精神障害のある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上 に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向け た支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を 提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービ ス
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を 中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向け た支援を行うサービス
就労定着支援	就労支援等のサービスを受けていた障害のある人などに、就労定 着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を行う サービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で、入浴、排せつ、食事の介護などを提供するサービス

居住系サービス等	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行うサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供 するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院 に入院している精神障害のある人が地域に生活を移行するため、 住居の確保やその他の活動に関する相談その他の便宜を供与する サービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制 を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談 その他の便宜を供与するサービス

② 地域生活支援事業

	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じ、 障害福祉サービス等必要な情報を提供し、利用に当たっての援 助、サービス事業所の紹介を行います。				
	地域自立支援協議会	地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、また、困難事例への対応のあり方について協議・検討するための関係機関のネットワークを構築します。				
	相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置することで、相談支援機能の強化を図ります。				
必須事業	住宅入居等支援事業	障害のある人の地域生活移行を進めるため、住宅の確保が困難な 障害のある人に対し、賃貸住宅の入居先確保のための支援、入居 継続のために必要な支援を行います。				
業	成年後見制度利用支援 事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない 知的障害のある人や精神障害のある人が成年後見制度を利用す る場合に申立てを支援します。				
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のある人に対し、健聴者 との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者等の派遣を行いま す。				
	日常生活用具給付等事業	障害のある人の在宅生活を支援するため、障害の特性にあわせた 適切な日常生活用具の給付等を行います。				
	移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進する ため、屋外における移動の支援を行います。				
	地域活動支援センター事 業	センター利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、地域生活の支援を行います。				
	知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意のある事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等の支援を行います。				
その他	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。				
他の事業	社会参加促進事業					
業	自動車運転免許取得 • 改造助成事業	重度の身体障害のある人の社会参加のため、自動車運転免許取得 と自動車改造に必要な費用の一部を助成します。				
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行うため、手話実技及び手話に関する基礎知識等を習得するための講座を開催します。				

2 見込量と確保策

(1)訪問系サービス

第4期は計画値を下回ったため、第5期は第4期の実績から徐々に利用が増えていくと見込んでいます。

(月当たり)

				第4期					第5期	
		単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
・居宅介護 - でからは ころ	n± 88	計画	160	192	230	80	90	100		
	ービス量	時間	実績	75.4	62.9	51.7				
·重度訪問介護 ·行動援護	運	%	計画比	47.1	32.8	22.5				
·同行援護 ·重度障害者等	章	1	計画	10	12	15	8	9	10	
包括支援	実利用者数	利 用 *	人	実績	9	5	3.7			
	者 数 ———————————————————————————————————		計画比	90.0	41.7	24.7				

※平成29年度欄は、9月時点の月当たり実績

(2)日中活動系サービス

生活介護は、第4期の平成28年度から平成29年度にかけて実利用者数が減少していますが、サービス量は増加しています。第5期は第4期の実績が継続すると見込みます。

自立訓練(機能訓練)は、第4期は計画値のとおり、平成28年度、29年度ともに利用がありません。第5期も利用が無いものと見込みます。自立訓練(生活訓練)は、第4期の利用を見込んでいませんでしたが、平成28年度に2人、29年度に1人の利用があります。第5期は第4期の実績から、毎年度1人ずつ増加すると見込みます。

就労移行支援は、第4期の平成29年度は利用がありませんでしたが、第5期の利用を 見込んでいます。就労継続支援(A型)は、第4期の利用を見込んでいませんでしたが、 2人の利用があります。今後も第4期の実績が継続すると見込みます。就労継続支援(B型)は、第4期の平成29年度はサービス量、実利用者数ともに増えましたが、計画値を 下回っています。第5期は第4期の実績が継続すると見込みます。就労定着支援は、第 5期からの事業となりますが、一般就労者数の成果目標から、年間2人と見込みます。

療養介護は、第4期の平成28年度から平成29年度にかけて実利用者数が1人減っていますが、第5期は第4期の実績から計画値のまま推移すると見込みます。

短期入所は、第4期の平成28年度から平成29年度にかけてサービス量が減少していますが、第5期も利用は継続すると見込みます。

(月当たり)

					第4期			第5期	1 = /29)						
			区分	平成	平成	平成	平成	平成	平成						
				27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度						
	†	人日	計画	290	348	418	204	221	238						
	サービス量		実績	194.8	172.0	173.7									
生活介護	量	%	計画比	67.2	49.4	41.6									
工刀刀咬	実	人	計画	11	13	16	12	13	14						
	実利用者数		実績	11	11	9									
	数	%	計画比	100.0	84.6	56.3									
	ţ		計画	0	0	0	0	0	0						
	サービス量	人日	実績	0	0	0									
自立訓練	量	%	計画比	_	_										
(機能訓練)	実	人	計画	0	0	0	0	0	0						
	実利用者数		実績	0	0	0									
		%	計画比	_	_	_									
	サービス	サービス量		計画	0	0	0	20	30	40					
			人日	実績	2.8	19.4	5.3								
自立訓練	量	%	計画比	_	_	_									
(生活訓練)	実		計画	0	0	0	2	3	4						
	実利用者数	人	実績	2	2	1									
	数	%	計画比	_	_	_									
	サ	サ	サ	サ	ţ	ţ	ţ		計画	18	22	26	30	30	30
	サービス量	人日	実績	1.1	1.4	0									
就労移行	量	%	計画比	6.1	6.4	0									
支援	実	実	実	実	実	実		計画	1	2	2	2	2	2	
	実利用者数	人	実績	1	2	0									
	数	%	計画比	100.0	100.0	0									

(月当たり)

				第4期			第5期									
		単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度							
	ţ		"		計画	0	0	0	40	40	40					
	サービス量	人日	実績	39.5	37.7	36.3										
就労継続	量	%	計画比	_	_	_										
支援(A型)	実	1	計画	0	0	0	2	2	2							
	実利用者数	人	実績	2	2	2										
	数	%	計画比	_	_	_										
	ţ	人日	計画	508	610	732	400	400	400							
	サービス量		実績	286.5	288.3	329.7										
就労継続	量	%	計画比	56.4	47.3	45.0										
支援(B型)	実	人	計画	18	22	26	20	20	20							
	実利用者数		実績	17	17	17.7										
		%	計画比	94.4	77.3	68.1										
	実	人	計画		2	2	2									
就労定着 支援	実利用者数		実績													
	数	%	計画比													
	実	人	計画	2	2	2	2	2	2							
療養介護	実利用者		実績	2	2	1										
	者数	%	計画比	100.0	100.0	50.0										
	サービス	サービス	サービス量	ţ	ţ	ţ	ţ	"	人日	計画	26	31	38	10	10	10
短期入所				, , i	実績	7.0	3.8	0.7								
	量	%	計画比	26.9	12.3	1.8										
VX1431√√\\	実利用者	実利用者数	実	実	人	計画	2	2	2	2	2	2				
				実績	3	1	1									
者 数		%	計画比	150.0	50.0	50.0										

(3) 居住系サービス等

自立生活援助は第5期からの事業となりますが、施設入所者等の地域生活移行者数の成果目標から、年間1人と見込みます。

共同生活援助(グループホーム)は、第4期の平成28年度から29年度にかけて利用者数が減っていますが、第5期も平成28年の利用者数が継続すると見込みます。

施設入所支援は、第4期の平成27年度から28年度にかけて利用者数が1人減って5人となっています。第5期はさらに施設入所者の地域生活への移行を促進し、平成32年度には4人になると見込みます。

(月当たり)

					第4期			第5期	
		単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
**	ī,美	人	計画				1	1	1
自立生活 援助	実利用者数	\	実績						
102.75	数	%	計画比						
共同生活	章	人	計画	13	13	16	16	16	16
援助 (グループホ	実利用者数	\	実績	16	16	14.8			
-ヤ)	数	%	計画比	123.1	123.1	92.5			
46-0	美	1	計画	6	6	5	5	5	4
施設入所 支援	実利用者数	人	実績	6	5	5			
~100	数	%	計画比	100.0	83.3	100.0			

※平成29年度欄は、9月時点の月当たり実績

(4) 相談支援サービス

計画相談支援は、第4期の平成27年度、28年度は、すべての障害福祉サービス利用者の利用計画を作成することを目標にして見込んでおり、計画値を大きく上回っています。平成29年度は9月時点の数字ですが、利用は落ち着き見込み通りとなっています。第5期は一定程度の利用が見込まれるため、年間20人を見込みます。

地域移行支援、地域定着支援は、施設入所者等の地域生活移行者数の成果目標から、 年間1人と見込みます。

(月当たり)

		単位			第4期			第5期	
			区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実	人	計画	4	5	6	20	20	20
計画相談 支援	実利用者数	\	実績	35	36	6.3			
	数	%	計画比	875.0	720.0	105.0			
	実	人	計画	2	2	2	1	1	1
地域移行 支援	実利用者数	\	実績	0	0	0.2			
	数	%	計画比	0.0	0.0	10.0			
101. 1 <u>b</u> <u>-</u>	趋	1	計画	2	2	2	1	1	1
地域定着	実利用者数	<u>۸</u>	実績	0	0	0			
~12	数	%	計画比	0.0	0.0	0.0			

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村が実施主体である等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。第5期は第4期の実績から見込んでいます。

- 相談支援事業は、現状の相談支援事業所2か所を維持します。また、石巻市とともに自立支援協議会を設置し、福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携し、障害のある人の生活を支援します。
- コミュニケーション支援事業は、第4期は平成27年度の1件のみの利用でしたが、 第5期も引き続き普及・啓発に努め、サービス利用が促進されるよう努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、今後も排せつ管理支援用具を中心に需要量は継続して いくことが予想されるため、引き続き、サービスの維持に努めます。
- 移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業は、今後も一定の需要量が継続すると予想されるため、サービスの維持に努めます。
- 社会参加促進事業は、今後も手話奉仕員を養成するための研修を継続します。

(年当たり)

						第4期			第5期	
			単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
((1)相談支援事業									
	①相	談支援事業								
		ア障害者	か所	計画	2	2	2	2	2	2
		相談支援	ולתינג	実績	2	2	2			
		事業	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
		 「 地域自立	か所	計画	有	有	有	有	有	有
		支援協議会	ולחינא	実績	有	有	有			
	② 市		か所	計画	1	1	1	1	1	1
	機	能強化事業		実績	1	1	1			
	3住	宅入居等支援	ム記	計画	有	有	有	有	有	有
	事	僕	か所	実績	有	有	有			
	40成	年後見制度	か所	計画	有	有	有	有	有	有
	利用支援事業		ולאינג	実績	無	無	無			
	(2)コミュニケーション 支援事業		件	計画	1	1	1	1	1	1
(2			7+	実績	1	0	0			
		w T' A	%	計画比	100.0	0.0	0.0			

(年当たり)

単位 区分 平成 平成 29 年度 30 年度 31 年度 32 年度 108 60 64 54 54 54 54 54 54 54						 第4期			 第5期	+=/59/
1			単位	区分	平成		平成	平成		平成
(3) 日常生活用具 給付等事業										
## 特別		N - W //	<i>JA</i> -	計画	150	150	150	114	114	114
特別	(3		111 	実績	108	60	64			
①介護・訓練支援 用具		W 13 13 13 75 75	%	計画比	72.0	40.0	42.7			
実績			14-	計画	5	5	5	2	2	2
1 回比 0.0 20.0 0.0 20.0 0.0 2			111 	実績	0	1	0			
②自立生活支援 用具 件 実績 2 0 0 % 計画比 100.0 0.0 0.0 ③在宅療養等 支援用具 件 実績 4 2 0 % 計画比 80.0 40.0 0.0 優情報・意思疎通 支援用具 件 実績 0 8 7 % 計画比 0.0 400.0 350.0 事計画 140 140 140 100 100 事計画 72.9 35.0 40.7 (⑥居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費) 件 実績 0 0 0 (4)移動支援事業 大利用者数 計画 10 10 5 5 5 大利用者数 計画 10 10 5 5 5 大利画比 30.0 50.0 10.0 計画 370 370 210 210 210		71124	%	計画比	0.0	20.0	0.0			
実績 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			14-	計画	2	2	2	2	2	2
% 計画比 100.0 0.0 0.0 ③在宅療養等支援用具 件 実績 4 2 0 4 4 4 4 % 計画比 80.0 40.0 0.0 ④情報・意思疎通支援用具 件 実績 0 8 7 5 5 5 5 5 5 実績 0 8 7 100 140 140 100 100 100 ⑤排せつ管理支援用具 件 計画 140 140 140 100 100 100 ⑤居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 件 計画 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			<u> </u>	実績	2	0	0			
③在宅療養等 支援用具 件 実績 4 2 0 % 計画比 80.0 40.0 0.0 ④情報・意思疎通 支援用具 件 実績 0 8 7 % 計画比 0.0 400.0 350.0 ⑤排せつ管理 支援用具 件 実績 102 49 57 % 計画比 72.9 35.0 40.7 ⑥居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費) 件 実績 0 0 0 (4)移動支援事業 大 計画比 10 10 10 5 5 実利用者数 人 計画比 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 210 210 210		/13/2	%	計画比	100.0	0.0	0.0			
支援用具 実績 4 2 0 (金情報・意思疎通 支援用具 件 実績 2 2 2 5 5 (金情報・意思疎通 支援用具 件 実績 0 1 <td></td> <td>@ / </td> <th><i>II</i>-</th> <th>計画</th> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td>		@ / 	<i>II</i> -	計画	5	5	5	4	4	4
機構・意思疎通支援用具 件 実績 0 8 7 9			111	実績	4	2	0			
④情報・意思疎通 支援用具 件 実績 0 8 7 % 計画比 0.0 400.0 350.0 事業績 140 140 140 100 100 実績 102 49 57 % 計画比 72.9 35.0 40.7 () 居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費) 件 実績 0 0 0 (4)移動支援事業 大 実利用者数 計画 10 10 10 5 5 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 210 210 210		2327137	%	計画比	80.0	40.0	0.0			
支援用具 実績 0 8 7 % 計画比 0.0 400.0 350.0 ⑤排せつ管理支援用具 件 計画 140 140 140 100 100 100 安援用具 % 計画比 72.9 35.0 40.7 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 件 計画 1 1 1 1 1 1 1 1 (4)移動支援事業 大実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 370 210 210 210			<i>II</i> +	計画	2	2	2	5	5	5
今 計画比 0.0 400.0 350.0			<u> </u>	実績	0	8	7			
⑤排せつ管理 支援用具 件 % 実績 計画比 102 49 57 ⑥居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費) 件 実績 % 計画 計画比 1 0.0 1 0		2,327,132	%	計画比	0.0	400.0	350.0			
支援用具 実績 102 49 57 % 計画比 72.9 35.0 40.7 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 件 計画 1 1 1 1 1 1 1 (4)移動支援事業 大 計画 10 10 10 5 5 5 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 370 210 210 210			//±	計画	140	140	140	100	100	100
% 計画比 72.9 35.0 40.7 ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 件 計画 1 1 1 1 1 1 1 (4)移動支援事業 大 計画 10 10 10 5 5 5 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 370 370 370 210 210 210		-	<u> </u>	実績	102	49	57			
(4)移動支援事業 (4)移動支援事業 人 計画 10 10 10 5 5 実利用者数 人 計画 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 370 210 210 210			%	計画比	72.9	35.0	40.7			
補助用具 (住宅改修費)		 ⑥居宅生活動作	<i>1</i> /4-	計画	1	1	1	1	1	1
(4)移動支援事業 大 計画 10 10 10 5 5 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 370 210 210 210		補助用具	IT	実績	0	0	0			
実利用者数 計画 10 10 10 5 5 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 時間 計画 370 370 370 210 210 210		(任宅改修費) 	%	計画比	0.0	0.0	0.0			
実利用者数 大 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 計画 370 370 370 210 210 210	(2	4)移動支援事業								
実利用者数 実績 3 5 1 % 計画比 30.0 50.0 10.0 計画 370 370 370 210 210 210			, I	計画	10	10	10	5	5	5
計画 370 370 210 210 210		実利用者数	実績	3	5	1				
			%	計画比	30.0	50.0	10.0			
延べ利用時間数 実績 209 206.5 16.8			時間	計画	370	370	370	210	210	210
		延べ利用時間数	阳间	実績	209	206.5	16.8			
% 計画比 56.5 55.8 4.5			%	計画比	56.5	55.8	4.5			

(年当たり)

				第4期			第5期			
	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
(5)地域活動支援セン	(5)地域活動支援センター									
	か所	計画	1	1	1	1	1	1		
実施か所数	זאינג	実績	1	1	1					
	%	計画比	100.0	100.0	100.0					
	ı	計画	10	10	10	7	7	7		
実利用者数	人	実績	7	7	6					
	%	計画比	70.0	70.0	60.0					
(6)日中一時支援事業	(6)日中一時支援事業									
	1	計画	4	4	4	4	4	4		
実利用者数	人	実績	4	1	3					
	%	計画比	100.0	25.0	75.0					
		計画	73	73	73	50	50	50		
延べ利用日数	日	実績	48	2	25.7					
	%	計画比	65.8	2.7	35.2					
(7)社会参加促進事業										
	人	計画	2	2	2	2	2	2		
手話奉仕員 養成研修事業		実績	0	1	1					
200011037	%	計画比	0.0	50.0	50.0					

3 見込み量確保のための方策

(1) 自立支援協議会の活動充実に向けた支援

石巻市女川町自立支援協議会は、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の解決、障害のある人の相談やサービス提供の仕組み等を検討することを目的に、平成24年10月から関係市町の事業所・関係機関と連携して活動をしています。

サービスの見込量の確保に当たっては、自立支援協議会と連携し、専門性の高い相談 支援システムが構築されるよう、指定事業所の一層の確保やネットワークづくり、相談 支援体制の強化を進めます。

(2) 福祉人材の確保と育成

事業者や福祉人材の確保が困難な状況が続いているため、既存の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るとともに、新規事業者の誘致に努めます。

個々の障害の状態に応じた柔軟なサービスを提供できるよう、地域福祉計画と連動しながら、町内での福祉人材の確保・育成を目指します。

(3) ノーマライゼーションの理解とコミュニティづくり

障害のある人が地域生活を送ることができるためにはサービスの充実だけではなく、コミュニティからの見守り、利用しやすい相談窓口、町民の幅広い理解が大切です。 地域福祉計画と連動しながら、障害のある人も含めた地域共生社会をつくるために、 ノーマライゼーションの理解をより一層深め、すべての人にとって暮らしやすいまちと なるよう、意識の醸成とコミュニティづくりを進めます。

第3章 障害児福祉計画(第1期)

1 障害児通所支援等の内容

児童福祉法に基づき、市町村が提供するサービスの内容は次のとおりです。

障	書児通所支援	
	児童発達支援	障害のある児童(療育の必要な児童)に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
	放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサー ビス
	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、 居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
障	書児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通 所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
	書児入所支援 <mark>都道府県</mark>)	障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス

2 見込量と確保策

(1) 障害児通所支援等サービス

児童発達支援は、第4期は利用がありませんが、第5期は1人の利用を見込みます。 放課後等デイサービスは、第4期の利用者数は概ね見込みどおりとなっており、第5期も第4期の実績が継続すると見込みます。

保育所等訪問支援は、平成32年度までに児童発達支援センターを整備し、提供します。 居宅訪問型児童発達支援は第5期からのサービスですが、サービス提供事業者の確保 が困難なことから、利用は見込みません。

(月当たり)

		単位			第4期			第5期	第5期		
			区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
	ţ	人日	計画	0	0	0	6	6	6		
	サービス量	Д Ц	実績	0	0	0					
児童発達	量	%	計画比	_	_	_					
支援	実	人	計画	0	0	0	1	1	1		
	実利用者数	A	実績	0	0	0					
	数	%	計画比		_	_					
	ţ		計画	0	0	0	0	0	0		
	サービス量	人日	実績	0	0	0					
医療型児童	量 実利用者数	%	計画比	_	_	_					
発達支援		1	計画	0	0	0	0	0	0		
		人	実績	0	0	0					
	数	%	計画比	_	_	_					

(月当たり)

					第4期			第5期	
		単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	サ	-	計画	44	44	44	10	20	30
	サービス量	人日	実績	19.5	20.3	0			
放課後等	量	%	計画比	44.3	46.1	0.0			
デイサービス	実	ı	計画	2	2	2	1	2	3
	実利用者数	人	実績	1	2	0			
	数	%	計画比	50.0	100.0	0.0			
	ţ		計画	0	0	0	0	0	2
	サービス量	人日	実績	0	0	0			
保育所等	量	%	計画比		_	_			
訪問支援	実	人	計画	0	0	0	0	0	1
	実利用者数	<	実績	0	0	0			
	数	%	計画比	_					
	ţ	人日	計画				0	0	0
	サービス量		実績						
居宅訪問型 児童発達	量	%	計画比						
元重光達 支援	実	人	計画				0	0	0
	実利用者数	<u>,</u>	実績						
	数	%	計画比						

※平成29年度欄は、9月時点の月当たり実績

(2) 障害児相談支援サービス

障害児相談支援は、第4期の実績はO~2人となっています。第5期も第4期を継続し、年間2人と見込みます。

なお、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、 保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成32年 度までに配置します。

(月当たり)

				第4期			第5期		
			区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
n+ -+ 1-1	美	1	計画	2	2	2	2	2	2
障害児 相談支援	実利用者数	^	実績	0	2	1			
	数	%	計画比	0.0	100.0	50.0			

※平成29年度欄は、9月時点の月当たり実績

3 見込み量確保のための方策

(1) 石巻市との協働による提供体制整備

障害児通所支援等の提供体制については、本町では対象者が少なくサービス提供事業 所の確保も難しいため、石巻市と協働で確保に努めます。

具体的には、石巻市と協働で平成32年度までに児童発達支援センターを整備し、障害 児通所支援等の提供体制の充実、相談支援体制の充実を図ります。

第4部 推進体制

第1章 老人等保健福祉計画推進委員会での評価・点検

本計画を着実に推進するため、老人等保健福祉計画推進委員会を継続開催し、計画の 進捗状況の把握・点検を行います。

担当課を中心に関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、障害福祉施策を推進します。

なお、計画の進捗に当たってはPDCAサイクルにより、老人等保健福祉計画推進委員会において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画の成果目標、障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量について、年1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、PDCAサイクルの各段階において、石巻市女川町自立支援協議会と連携を図り、 意見等もいただきながら、計画を推進します。

図表4-1-1 PDCAサイクルの図



計画(Plan)

事業内容、成果目標、障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量と確保 方策を定める。



改善(Act) -

評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

実行(Do)

・計画の内容を踏まえ事業を実施する。



評価(Check)

- ・成果目標及び障害福祉サービス・障害児通所支援等は、年1回実績を把握し、障害福祉計画の中間評価を行う。中間評価は老人等保健福祉計画推進委員会で行う。
- ・障害者計画は事業の進捗状況を評価 する。



第2章 広域的な推進体制の構築

1 圏域の設定と事業の推進

障害福祉サービスは広域的に展開することが必要であるため、本町では石巻市並びに 東松島市とあわせたサービス圏域を設定しています。石巻市女川町自立支援協議会及び 東松島市自立支援協議会を設置し、相談支援体制やサービス調整、供給量の確保を行っ ています。

今後も引き続き、圏域における安定的なサービス提供に向けて施策を展開していきます。

2 石巻市女川町自立支援協議会の体制充実

石巻市女川町自立支援協議会は、地域の課題について情報を共有するネットワークの中核的役割を果たし、相談支援事業をはじめとするシステムづくりを推進するために設置されました。

自立支援協議会の役割は、地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすとともに、具体的な困難事例への対応のあり方について協議を行う場としての役割を果たしています。また、地域の関係機関によるネットワークの中核として、全体会議や専門部会による専門的視点から検討を行い、課題解決の仕組みをつくる役割を果たします。

今後はこの自立支援協議会の機能を充実させ、障害のある人が自立して地域生活を送ることができ、一人ひとりの状況にあった就労支援を図ります。

図表4-2-1 石巻市女川町自立支援協議会の体制

全体会議(総会、全体会)

【所掌事務】

- ・相談支援体制の整備
- ・専門的知識を必要とする事例への対応
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・障害者等の支援体制の整備
- ・障害福祉計画等の進捗及び提言
- ・障害者虐待の防止及び権利擁護

事務局

「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」、「石巻市」、「女川町」

正副部会長会議(適宜開催)

- ・各部会の調整
- ・プロジェクト会議等の内容の検討等
- ・全体会議に関すること ・必要に応じ実態調査及び検証

専門部会

相談支援部会

・相談支援体制の強化に関すること

理解促進部会

・障害福祉に係る啓発に関すること

就労支援部会

に関すること

障害児支援部会

就労支援に関すること

・障害の早期発見、早期療育

その他の部会(適宜開催)

- 92 -



- 94 -	
--------	--

1 検討体制

(1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会

【任期:平成28年10月1日~平成30年9月30日】

(順不同敬称略)

E	5名	役職等
平塚	としえ	女川町社会福祉協議会 女川町地域活動支援センター 施設長
的場	登美子	女川町社会福祉協議会 会長
高橋	正典	女川町商工会 会長
土井	賢亮	女川町民生児童委員協議会 会長
遠藤	捷子	女川町食生活改善推進員会 会長【~平成28年9月30日】
東海	久美子	女川町食生活改善推進員【平成 28 年 10 月 1 日~】
横江	明美	女川町保健推進員
鈴木	亀悦	女川町身体障害者福祉協会 会長【~平成29年10月31日】
阿部	俊也	女川町身体障害者福祉協会 会長【平成29年11月1日~】
阿部	憲一	女川町手をつなぐ親の会 会長【~平成29年10月31日】
塩森	はつみ	女川町手をつなぐ親の会 会長【平成29年11月1日~】
齋藤	康隆	社会福祉法人石巻祥心会 相談支援専門員
村上	仁	ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室 相談支援専門員
齋藤	俊美	女川町行政区長会 会長
齋藤	俊	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームおながわ 施設長
◎齋藤	充	女川町地域医療センター センター長
〇千葉	幸喜	女川町社会教育委員 議長
後藤	茂夫	女川町立女川中学校父母教師会 顧問

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

(1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会での検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	平成29年11月1日(水) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※介護保険運営委員会と合同	1. 女川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について ①女川町高齢者福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)の進捗状況について ②女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)の骨子案について 2. 女川町障害者計画・障害福祉計画について ①女川町障害者計画(第4次)・障害福祉計画(第4期)の進捗状況について ②女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)の骨子案について
第2回	平成 30 年 1 月 25 日(木) 女川町役場 2階第1会議室	1. 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護 保険事業計画(第7期)について 2. 女川町障害者計画(第5次)・障害福祉 計画(第5期)・障害児福祉計画(第1 期)について 3. その他
第3回	平成30年3月1日(木) 女川町役場 2階会議室(A・B) ※介護保険運営委員会と合同	 女川町高齢者福祉計画(第8次)・介護保険事業計画(第7期)について 女川町障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)について その他

3 障害者計画・障害福祉計画策定のための調査の概要

(1)調査目的

障害のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、防災・防犯への意向を探り、地域で安心して自立した生活を続けるための施策を検討することを目的とする。

(2)調査対象

障害者手帳所持者 全数 387人(人数は平成29年6月末)

- ①身体障害者手帳交付者 310人
- ②療育手帳交付者 42人
- ③精神障害者保健福祉手帳交付者 35人

(3)調査方法

郵送配布一郵送回収(督促礼状1回送付)

(4)調査時期

平成29年7月24日~8月10日

(5) 回収率

	発送•配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
身体障害者	310	216 (69.7%)	216 (69.7%)
知的障害者	42	25 (59.5%)	25 (59.5%)
精神障害者	35	19 (54.3%)	19 (54.3%)
合計	387	260 (67.2%)	260 (67.2%)

(6)調査項目

大項目	問番号	設問		
A 基本属性	問1	記入者		
	問2	性別		
	問3	年齢(付問:通学先、日中の過ごし方)		
	問4	居住地区		
	問5	家族構成(付問:同居者)		
	問6	所持する手帳(程度)、難病(特定疾患)認定の有無		
	問7	身体障害者手帳に記載された項目		
	問8	年収		
B 住まい	問9	住居形態		
	問 10	今後の住居形態の意向		
	問 11	住居について困っていること(設計・設備、住宅事情)		
C 日常生活	問12	日常生活の状況(ADL等)		
	問 13	介助の状況(付問:公的なサービスによる介助の頻度、公的なサービス以外による介助の頻度)		
D 障害福祉サービス	問 14	障害福祉サービスの利用状況・利用意向		
E 外出	問 15	外出の頻度(付問:主な同伴者、目的、移動手段、駅前施設・店舗の利用 状況)		
	問 16	外出の際に不便に思うこと		
F 就労	問 17	就労状況(付問:仕事の形態、月収、仕事をする上での不安、仕事をしていない理由)		
	問 18	今後したい仕事		
	問 19	障害のある人が働くために必要なこと		
G	問 20 近所づきあいの程度			
地域生活	問 21	悩みや困りごとを相談できる人の有無(付問:相談先)		
H 防災·防犯	問 22	緊急時の単独避難の可否(付問:助けてくれる人の有無、助けてくれる人)		
	問 23	災害に備えて日頃から準備していること		
	問 24	災害時の困りごとや不安なこと		
	問 25	犯罪被害への不安の有無(付問:不安に感じること(自由回答))		
 権利擁護	問 26	成年後見制度の認知度		
J	問 27	医療サービスの利用状況		
医療	問 28	医師の治療の有無(付問:往診・通院回数、通院時の困りごと)		
K ノーマライゼーショ	問 29	町民のノーマライゼーションの理解の有無(付問:ノーマライゼーション が理解されていないと感じるとき)		
ン	問 30	障害者差別解消法の認知度		
上 施策	問 31	充実を望む施策		
	問 32	女川町の障害のある人の施策、地域で暮らし続けるために必要なこと等に 関する意見・要望(自由回答)		
M	問 33	介助者(主として介助や支援をしている人)の本人との関係・性別・年齢		
介助者の状況	問 34	介助の負担感やストレスを軽減させるために重要なこと		

4 用語集

ア行

インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のことをいいます。公的機関が 行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルケアと呼びます。

NPO (Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指します。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られています。

女川司法書士相談センター

司法書士が土地・相続の課題、建物新築時の手続き、その他不動産・法人登記、成年後 見等に関する相談を受けている。

力行

ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

グループホーム

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等が、地域社会において共同生活を営む住居またはその形態。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられます。

高次脳機能障害

交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態をいいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われています。

サ行

重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害を重症心身障害といいます。重度の知的障害及び肢体不自由の規定はなく、概ね重度の知的障害は IQ35以下もしくは IQ50以下の盲あるいは聾、肢体不自由のことであり、重度の肢体不自由は身体障害者等級の1級、2級の肢体不自由を意味するとされています。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本的理念とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。 法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害と定義しています。

自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己 負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援協議会

相談支援体制の構築をはじめ、障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協働して、問題の解決を目指していく場です。自立支援協議会の主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等があります。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

夕行

地域生活支援拠点

グループホームまたは障害者支援施設に付加された拠点であり、相談(地域移行、親元からの自立等)、体験の機会・場(ひとり暮らし、グループホーム等)、緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)、専門性(人材の確保・養成、連携等)、地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援する。なお、拠点としての整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の場合もある。

ナ行

難病

昭和47年に当時の厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法 未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問 題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担 の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

「まもる」と「びりーぶ (信じる・信頼するの意味)」を組みあわせた愛称です。在宅の認知症高齢者や、知的障害のある人・精神障害のある人で、日常生活に不安を持っている人のさまざまな相談に応じ、暮らしのサポートをしています。

ノーマライゼーション

わが国の障害者基本計画では「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されています。1950年代、デンマークの知的障害のある人の子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようとはじめた運動から生み出された考え方で、提唱者のバンク・ミケルセンを「ノーマライゼーションの父」と呼んでいます。

八行

発達障害

発達障害にはさまざまな定義がありますが、発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達障害のある人の自立や社会参加に資するよう生活全般に わたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。発 達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害のある人本人やその家 族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援等を行うことなどが定められています。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという 意味で、もともとは建築用語として使用されています。現在では、障害のある人だけでな く、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての 障壁の除去という意味で用いられています。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです (提唱者はノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス等)。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールを目指していますが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえます。

女川町

障害者計画(第5次)

障害福祉計画(第5期)

障害児福祉計画(第1期)

平成30年3月

発 行:女川町(健康福祉課)

〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 136

電話:0225-54-3131(代表)